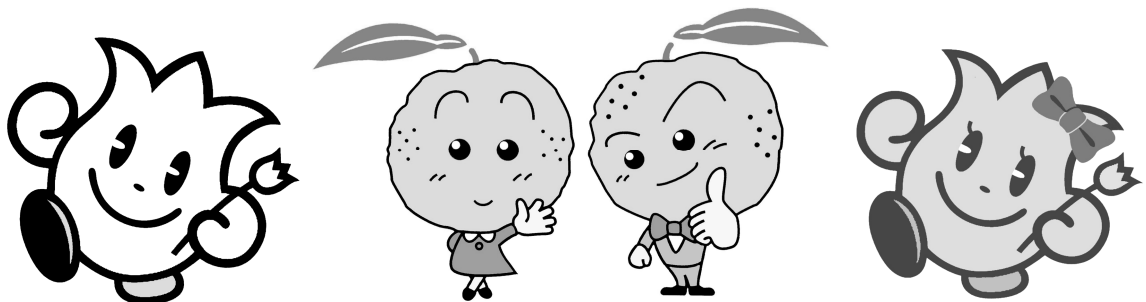


障がい者のハンドブック



【 ヘルプマーク 】

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS 規格）



砺波市社会福祉事務所

令和7年6月版

砺波市 福祉市民部 社会福祉課

印刷製本 ワークハウスとなみ野

障がい者のハンドブック

※このハンドブックの利用についてのお願い

このハンドブックは、障がい者に対する福祉制度の概要をまとめたものであり、個々の制度には細かい取り決め等がありますので、詳細についてはそれぞれの窓口でお尋ねくださいますようお願いします。

障がい者に関するマークの一例

マーク	名称と概要
	【 障害者のための国際シンボルマーク 】 障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。 ※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。
	【 身体障害者標識（身体障害者マーク）】 肢体不自由であることを理由に免許証に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規則により罰せられます。
	【 聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）】 聴覚障害であることを理由に免許証に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マーク表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規則により罰せられます。
	【 盲人のための国際シンボルマーク 】 世界盲人連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付されています。信号機や国際点字郵便・書籍などに身近に見かけるマークです。
(1) (2) 	【(1) 手話マーク・(2) 筆談マーク 】 全日本ろうあ連盟でだれにでも一目でコミュニケーション手段がわかるよう策定したマークです。 (1) 手話を必要としている人を対象にしています。 (2) 筆談を必要としている人を対象にしています。

マーク	名称と概要
	【 耳マーク 】 聞こえが不自由なことを表すマークです。 聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり不利益をこうむったり社会生活上で不安が少なくありません。
	【 オストメイトマーク 】 人工肛門・膀胱洗浄を増設している人（オストメイト）のための施設があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。
	【 ハート・プラスマーク 】 「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。
	【 障害者雇用支援マーク 】 公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障害者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。
	【 ヘルプマーク 】 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS 規格）

1. 相談窓口

<事業別対象者一覧表>

例：「2」は2級以上の意味

障害内容										
身体障害								知的障害	精神障害	障害児
視覚障害	聴覚障害	平衡機能	音声・言語 そしゃく機能	肢体不自由			内部障害			
				上肢	下肢	体幹				
※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	
										※
										※
※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	
※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	
※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	
※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	
※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
3	3	3	3	3	3	3	3	※	※	※
視覚障害	聴覚障害	平衡機能	音声・言語 そしゃく機能	肢体不自由			内部障害	知的障害	精神障害	障害児
				上肢	下肢	体幹				

3. 障がい者の所得保障

特別障害者手当	11
障害児福祉手当	11
特別児童扶養手当	12
児童扶養手当	12
心身障害者（児）福祉金	13
年金制度【障害基礎年金】	14
障害等級表（国民年金法施行令 別表）	15
年金制度【障害厚生年金】	16
特別障害給付金制度	16
年金生活者支援給付金制度	17
生活福祉資金	18
心身障害者扶養共済制度	19

4. 割引制度と免除

所得税、市・県民税	21
自動車税、軽自動車税	22
医療費控除を利用するために	23
相続税	25
贈与税の非課税	25
個人事業税	25
有料道路の通行料金割引	26
JR・私鉄（電車・バス）	27
市営バス・チョイソコとなみ	27
タクシー運賃の割引	28
駐車禁止・時間制限駐車区間規制解除証の交付	28
身体障害者標識	29
聴覚障害者標識	29
航空運賃	29
携帯電話基本使用料等の割引	29
NTT無料番号案内	29
郵便	30
NHK放送受信料の減免	31
市内各施設の障がい者利用料金	32
県立施設の観覧料減免	33

					視覚障害	聴覚障害	平衡機能	音声・言語 そしゃく機能	肢体不自由			内部障害	知的障害	精神障害	障害児
5. 医療費の助成と健康を守る制度									上肢	下肢	体幹				
自立支援医療 更生医療	34	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※			
自立支援医療 精神通院医療	35													※	
自立支援医療 育成医療	36														※
インフルエンザ予防接種（季節型） 高齢者用肺炎球菌予防接種 新型コロナウイルス感染症予防接種 带状疱疹予防接種の助成	37											※			
重度心身障害者等の医療費助成	38	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
6. 快適な日常生活のための制度					視覚障害	聴覚障害	平衡機能	音声・言語 そしゃく機能	肢体不自由			内部障害	知的障害	精神障害	障害児
									上肢	下肢	体幹				
補装具費の支給	39	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※			※
日常生活用具の給付	40	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※		※
障害福祉サービス等	44	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
人工内耳用電池購入費の補助	50														※
軽度・中等度難聴児補聴器購入費の補助	50														※
心身障害児施設等の通園費補助金	50														※
就労支援施設等の通所費助成	51	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	
身体障害者福祉タクシー料金の助成	51	2								2	2				
おむつ支給事業	52	2	2						2	2	2	※	A		※
寝具クリーニングサービス事業	52								2	2	2				
みまもり配食事業	52	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※			
ふれあい号（車いす移送車等）による移動支援	53	2								2	2				
福祉機器リサイクル事業	53	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
日常生活自立支援事業	54	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	
ケアネット活動	54	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
住宅改善費の助成	55	2							2	2	2	※	A		
住みよい家づくり資金融資制度	56	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
手話通訳者等の派遣	56		※												
身体障害者補助犬の育成	56	※	※						※	※	※				
点字図書館	56	※													
自動車運転免許取得費の助成	57	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※			
自動車改造費の助成	57	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※			
富山県ゆずりあいパーキング利用証の交付	58	4	3	5	※	※	※	※	2	6	5	4	A	2	※
7. その他の福祉制度					視覚障害	聴覚障害	平衡機能	音声・言語 そしゃく機能	肢体不自由			内部障害	知的障害	精神障害	障害児
									上肢	下肢	体幹				
選挙と投票	59	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	
就職援助制度	59	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	
障がい者を雇用する事業主に対する支援	60	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	
砺波市障害者雇用奨励金	61	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
NASVA自動車事故被害者援護制度	61	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※

参考資料

障害福祉サービス事業者一覧（砺波市・小矢部市・南砺市）

障害のある方に対する自動車税（環境性能割・種別割）の減免について

メモ

1. 相談窓口

相 談 所

相談所名	所在地、電話番号	主な業務
富山県障害者相談センター ※平成29年4月1日から富山県身体障害者更生相談所と富山県知的障害者相談センターが統合されました。	富山市下飯野36番地 (TEL076-438-5560) (FAX076-438-5585)	身体に障がいのある方の生活、医療、補装具等について相談に応じ、医学的、心理学的判定や補装具の適合判定を行い、公正に最も適した方法を決定し、相談や指導、助言を行っています。
		知的発達に障がいのある方(18歳以上)に対して、相談、判定、療育手帳の交付等を行っています。
富山県高岡児童相談所	高岡市赤祖父172番1 (TEL0766-21-2124) (FAX0766-22-1392)	児童に関する様々な相談（子育て、発達、性格、非行など）に応じたり、療育手帳の判定、交付を行います。
富山県心の健康センター	富山市蛭川459-1 (TEL076-428-1511) (FAX076-428-1510)	県民の心の健康保持・増進、精神障がい者の社会復帰の促進、福祉の増進を図るため、精神保健福祉全般の相談に応じます。
富山県難病相談・支援センター	富山市安住町5-21 サンシップとやま内 (TEL076-432-6577) (FAX076-432-6578)	難病患者や家族等に対する相談支援などを行っています。

障害者相談員名簿

障害者相談員は、身体に障がいのある方、知的障がいと判定された方の相談に応じ、更生のために必要な援助を行い、障がいのある方の福祉の増進を図ります。社会福祉事務所などと連携し、障がいのある方の更生援護に熱意と識見を持つよう努めています。お気軽にご相談ください。

【身体障害者相談員】

氏 名	住 所
山下 鉄彦	太郎丸 1 4 1 - 3
朝山 高志	荒高屋 3 8 0
松本 義信	野村島 3 1 2
中西 正輝	西中 1 1 5
神下 弘	新栄町 5 - 1 1
中島 彦司	高波 1 0 4 5
中嶋 貢	石丸 5 2
池端 敏博	東石丸 1 2 - 1 5
中西 善吾	安川 2 1 6
吉水 吉雄	東保 1 0 5 7
坂井 尚義	庄川町庄 3 6 5
脇本 清一	庄川町天正 1 2 - 2

【知的障害者相談員】

氏 名	住 所
野々垣 智加子	三郎丸 1 1 - 3 7
小西 邦子	庄川町青島 1 0 9 5 - 4

2. 手帳の種類

身体障害者手帳

【窓 口】 社会福祉課
庄川支所市民福祉課

身体障がい者（児）に対して身体障害者手帳を取得することにより、補装具費の支給、居宅・施設サービス等の支援、医療費の助成、税の減免、J R 運賃の割引等の各種制度が利用できます。

【対 象 者】

目、耳、言語、手足、体幹、心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能、肝臓等に、一定程度以上の永続する障がいをもつ方。

【交付手続きに必要なもの】

- ・ 診断書（診断書は、市役所、支所にあります） 1 通
- ・ 顔写真（たて4 c m ・ よこ3 c m） 1 枚
- ・ 個人番号が確認できる書類

※ 15 歳未満の方については、保護者が申請してください。

【手帳記載内容の変更手続きに必要なもの】

- ・ 氏名、住所の変更（手帳を持参）
- ・ 手帳の紛失、破損（顔写真、手帳を持参）
- ・ 障がいの程度、障がい名の変更（手帳、診断書、顔写真を持参）

【手帳の返還手続きに必要なもの】

障がいに該当しなくなったり、本人が亡くなられた場合は、手帳を福祉事務所へお返してください。

【注 意 事 項】

また、砺波市外へ転出される場合は、転入先の福祉事務所へ、手帳と印鑑等を持参のうえ、転入した旨を届け出てください。

身体障害者 障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則第5条別表第5号）

級別		一級	二級	三級
視覚障害		視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）が〇・〇一以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が〇・〇二以上〇・〇三以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が〇・〇四かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（I／四視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ八〇度以下かつ両眼中心視野角度（I／二視標による。以下同じ。）が二八度以下のもの 4 両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が〇・〇四以上〇・〇七以下のもの（二級の二に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が〇・〇八かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ八〇度以下かつ両眼中心視野角度が五六度以下のもの 4 両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ一〇〇デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害
音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害				音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
肢体不自由	上肢	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の二分の一以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
	下肢	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの	1 両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの

四級	五級	六級	七級
1 視力の良い方の眼の視力が〇・〇八以上〇・一以下のもの（三級の二に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ八〇度以下のもの 3 両眼開放視認点数が七〇点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が〇・二かつ他方の眼の視力が〇・〇二以下のもの 2 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が五六度以下のもの 4 両眼開放視認点数が七〇点を超えかつ一〇〇点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が〇・三以上〇・六以下かつ他方の眼の視力が〇・〇二以下のもの	
1 両耳の聴力レベルが八〇デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話言葉を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの		1 両耳の聴力レベルが七〇デシベル以上のもの（四〇センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他側耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの	
	平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害			
1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して一〇センチメートル以上又は健側の長さの十分の一以上短いもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して五センチメートル以上又は健側の長さの十五分の一以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して三センチメートル以上又は健側の長さの二十分の一以上短いもの

級別			一級	二級	三級
肢体不自由	体幹		体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害		心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害		じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害		呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸の機能障害		ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害		小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
	肝臓機能障害		肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
備 考			1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、七級に該当する障害が二以上重複する場合は、六級とする。 3 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。		

四級	五級	六級	七級
	体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による 上肢の機能障害により社会 での日常生活活動が著しく 制限されるもの	不随意運動・失調等による 上肢の機能障害により社会 での日常生活活動に支障の あるもの	不随意運動・失調等により 上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等 を有するもの
不随意運動・失調等により 社会での日常生活活動が著 しく制限されるもの	不随意運動・失調等により 社会での日常生活活動に支 障のあるもの	不随意運動・失調等により 移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等 を有するもの
心臓の機能の障害により社会 での日常生活活動が著しく 制限されるもの			
じん臓の機能の障害により社会 での日常生活活動が著しく 制限されるもの			
呼吸器の機能の障害により社会 での日常生活活動が著しく 制限されるもの			
ぼうこう又は直腸の機能の 障害により社会での日常生 活活動が著しく制限される もの			
小腸の機能の障害により社会 での日常生活活動が著しく 制限されるもの			
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫の機能の障害により社会 での日常生活活動が著しく 制限されるもの			
肝臓の機能の障害により社会 での日常生活活動が著しく 制限されるもの			
4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもつて計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。			

療育手帳	【窓 口】 社会福祉課 庄川支所市民福祉課
------	--------------------------

知的障がい者（児）に対して居宅・施設サービスの支援、就労支援、税の減免、バス、ＪＲ運賃等の割引の各種制度が利用できます。

【対 象 者】

富山県障害者相談センター又は、児童相談所（１８歳未満）において、心身の発達、日常の生活・行動、知的能力、社会性などさまざまな点から診断し、知的障がいと判定された方。

【交付手続きに必要なもの】

- ・顔写真（たて４ｃｍ・よこ３ｃｍ） １枚
- ・個人番号が確認できる書類
- ・身体障害者手帳等（手帳所持者のみ）

【障害程度の確認】

原則として１８歳未満は２年または３年、１８歳以上は１０年ごとに富山県障害者相談センターまたは児童相談所において判定を受けます。

（次回判定年月として示された時期に、必ず再判定の申請をしてください。）

【手帳記載内容の変更手続きに必要なもの】

- ・氏名、住所の変更（手帳を持参）
- ・手帳の紛失、破損（顔写真、手帳を持参）
- ・再判定の申請（顔写真、手帳を持参）

【手帳の返還手続きに必要なもの】

療育手帳が不要になった場合、障がいの基準に該当しなくなった場合、本人が亡くなられた場合は、手帳を社会福祉事務所へお返し下さい。

【注 意 事 項】

富山県内へ転出される場合は、転入先の福祉事務所または町村役場へ手帳等を持参のうえ、転入した旨を届け出て下さい。

富山県外へ転出される場合は、転入先の福祉事務所または町村役場へ手帳等を持参のうえ、旧手帳（富山県で交付した手帳）の返還及び、新しい手帳の交付手続きを行ってください。

療育手帳における障がいの基準

区 分	障害の程 度	表 示	基 準
18 歳 未 満	重 度	A	次のいずれかに該当する程度の障がいであって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。 1 知能指数がおおむね35以下で、食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であるもの。 2 知能指数がおおむね35以下で、頻繁なてんかん様発作又は失禁、異食、興奮、寡動その他の問題行動を有し、監護を必要とするもの。 3 盲若しくはろうあ又は肢体不自由（これらの障がいの程度は身体障害者福祉法に基づく障害等級の1級から3級に該当する程度のものであること。）を有するものであって、知能指数がおおむね50以下のもの。
	中・軽度	B	上記に該当する以外の程度のもの
18 歳 以 上	重 度	A	次のいずれかに該当する程度の障がいであって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。 1 知能指数がおおむね35以下で、日常生活における基本的動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって、個別的指導及び介助を必要とするもの。 2 知能指数がおおむね35以下で、失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行動を有し、常時注意と指導を必要とするもの。 注 肢体不自由、盲、ろうあ等の障がい（身体障害者福祉法に基づく障害等級の1級から3級に該当する程度のものであること。）を有する者については、上記1、2において知能指数がおおむね「35以下」を「50以下」とする。
	中・軽度	B	上記に該当する以外の程度のもの

精神障害者保健福祉手帳【窓 口】 社会福祉課
庄川支所市民福祉課

精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）を取得することにより、税の控除等の各種制度が利用できます。

【対 象 者】 精神疾患（知的障がいを除く）を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活や、社会生活への制約がある方。

【手帳の障害等級】 1～3級の3等級制で、障害年金の障害等級に準じています。

障害等級	精神障がいの状態
1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。
2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。
3 級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの。

【申請手続きに必要なもの】

①年金の写し等の添付による申請の場合	②年金の写し等の添付がない場合
・ 障害者手帳申請書 ・ 年金証書（障害年金）・特別障害給付金受給資格者証の写し ・ 直近の年金振込通知書・国庫金振込通知書または支払通知書・国庫金送金通知書の写し ・ 同意書（年金支給機関への照会用） ・ 顔写真（たて4 c m・よこ3 c m） 1 枚 ・ 障害者手帳（お持ちの方のみ） ・ 個人番号が確認できる書類	・ 障害者手帳申請書・医師の診断書 ・ 顔写真（たて4 c m・よこ3 c m） 1 枚 ・ 障害者手帳（お持ちの方のみ） ・ 個人番号が確認できる書類

【氏名、住所の変更があった場合】

手帳、個人番号が確認できる書類を持参

【手帳の紛失、破損の場合】

顔写真、個人番号が確認できる書類を持参

【手帳の返還手続きに必要なもの】

障がいの状態が変わり、非該当となったときや本人が亡くなられた場合は、手帳をお返しく下さい。

【注 意 事 項】

富山県内へ転出される場合は、転入先の福祉事務所または町村役場へ手帳等を持参のうえ、転入した旨を届け出て下さい。

富山県外へ転出される場合は、転入先の福祉事務所または町村役場へ手帳等を持参のうえ、旧手帳（富山県で交付した手帳）の返還及び、新しい手帳の交付手続きを行ってください。

3. 障がい者の所得保障

特別障害者手当	【窓 口】 社会福祉課 庄川支所市民福祉課
---------	--------------------------

【対 象 者】

20歳以上で、身体又は精神の重度の障がいがあるなど、常に特別な介護を必要とする状態で在宅の方。

【支給要件】

施設に入所しているとき、病院に3か月以上継続入院しているときは支給されません。

【支給額、支給制限】 (令和7年度) 月額 29,590円

本人、配偶者及び扶養義務者の前年の所得額により、支給制限があります。

【手当の支給月等】

2月、5月、8月、11月にそれぞれの前月分まで、支給されます。

障害児福祉手当	【窓 口】 社会福祉課 庄川支所市民福祉課
---------	--------------------------

【対 象 者】

20歳未満で身体又は精神に重度の障がいがあり、常に介護を必要とする在宅の方。

【支給要件】

施設に入所しているときや、障害年金等を受けることができるときは支給されません。

【支給額、支給制限】 (令和7年度) 月額 16,100円

本人、配偶者及び扶養義務者の前年の所得額により、支給制限があります。

【手当の支給月等】

2月、5月、8月、11月にそれぞれの前月分まで、支給されます。

特別児童扶養手当【窓 口】 社会福祉課
庄川支所市民福祉課

【対 象 者】 身体又は精神に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または、養育者。

【支給要件】 児童や父母または養育者が、日本国内に住所を有しないときは支給されません。児童が障がいを事由とする年金給付を受けることができるとき、児童福祉施設等に入所しているときは、支給されません。

【支給額、支給制限】

(令和7年度) 1級 月額 56,800円

2級 月額 37,830円

本人、配偶者及び扶養義務者の前年の所得額により、支給制限があります。

【手当の支給月等】 4月、8月、12月(12月期分については11月)にそれぞれの前月分まで、支給されます。

児童扶養手当【窓 口】 こども課
庄川支所市民福祉課

【対 象 者】 児童の父又は母が心身に重度の障がいがある場合、その児童を養育する父母、または養育者。(児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときに限ります。ただし、対象の児童が心身に概ね中程度以上の障がいのある場合は、20歳未満まで延長)

【支給要件】 児童が社会福祉施設等に入所または、里親に委託されているときは、手当が支給されません。

【支給額、支給制限】**■児童が1人の場合(基本額)**

(令和7年度) 全額支給 月額 46,690円

一部支給 月額 11,010円～46,680円

■児童が2人以上の場合は、2人目からの子1人につき所得に応じて

5,520円～11,030円の加算

本人及び扶養義務者の前年の所得額により、支給制限があります。

心身障害者（児）福祉金

【窓 口】 社会福祉課
庄川支所市民福祉課

心身障がい者又は心身障がい児の保護者に対し、心身障害者福祉金を支給し、その生活の激励と福祉の増進を図ることを目的としています。

【対象者と支給額】 支給すべき月数が6か月に満たない場合は支給されません。

■障がい児童（身体障害者手帳1級～5級、療育手帳A～B） 年額 20,000 円
（精神障害者保健福祉手帳1級～3級）
（※障がい児童とは、20歳未満の児童のことを表す）

■重度障がい者（身体障害者手帳1級～2級、療育手帳A） 年額 20,000 円
（精神障害者保健福祉手帳1級～2級）

■中度障がい者（身体障害者手帳3級、療育手帳B） 年額 14,000 円
（精神障害者保健福祉手帳3級）

【支給要件】 下記の要件をすべて満たしている方を対象とします。

- ①砺波市に住民登録又は外国人登録をしていること。
- ②障害にかかる年金及び、障害にかかる年金の付加給付、特別障害給付金を受給していないこと。
- ③特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、在宅要介護高齢者福祉金を受給していないこと。
- ④生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、障害者総合支援法、介護保険法に規定する施設に入所していないこと。
- ⑤対象者本人の世帯が支払年度において、市民税非課税世帯であること。
（※対象者本人と同居する者又は生計を同じくする者に市民税の課税者がいる場合は支給の対象となりません。）

【支給月】 毎年1月1日に前1年間の期間について支給額を算定し、毎年1月末に支給されます。

年金制度【障害基礎年金】

【窓 口】 市民課国保年金係
日本年金機構 砺波年金事務所
お客様相談室 (TEL 3 3 - 1 7 2 5)
自動音声案内①番選択後②番

病気やけがで障がい者になったとき、障害基礎年金が支給されます。

【支給要件】

- ①国民年金の被保険者期間中に、初診日（病気やけがで医師の診療を初めて受診した日）があること。（被保険者の資格を失った後の場合は、60歳以上65歳未満で、日本国内に住所を有している間に初診日があること。）
- ②初診日の前日に、初診日がある月の2か月前までの被保険者期間で、国民年金保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。
（初診日が令和8年3月31日までにある場合は、②の特例として、初診日の前日において、初診日がある2か月前までの直近1年間に保険料の未納期間がなければ受けられます。）
- ③障害認定日に政令で定められている「障害等級表」の1級または2級の障害の状態になっていること。または、障害認定日に該当しなかった人が65歳の前日までに1級または2級の状態になったとき。
- ④20歳に達したとき、③の要件を満たしていれば、障害基礎年金は受けられますが、本人の所得制限があります。（20歳の誕生日の1か月前頃に、国民年金の窓口でご相談ください。）

なお、身体障害者手帳の等級と国民年金法の等級とは異なります。

【支 給 月】 2月、4月、6月、8月、10月、12月

【支 給 額】 （令和7年度）

生年月日が昭和31年4月1日以前の方

1級の障害 年額 1,036,625円（月額86,385円）

2級の障害 年額 829,300円（月額69,108円）

生年月日が昭和31年4月2日以降の方

1級の障害 年額 1,039,625円（月額86,635円）

2級の障害 年額 831,700円（月額69,308円）

【手続きに必要なもの】

※障害の状態により異なる場合があります。

■障害基礎年金診断書

■病歴・就労状況等申立書

■受診状況等証明書

■個人番号が確認できる書類

■預金通帳（本人名義）

（身体障害者手帳または療育手帳をご持参ください）

障害等級表（国民年金法施行令 別表）

障害の程度		障害の状態
1 級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢の全ての指を欠くもの
	5	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢の全ての指を欠くもの
	10	一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢の全ての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

年金制度【障害厚生年金】

【窓 口】 日本年金機構 砺波年金事務所
お客様相談室 (TEL 3 3 - 1 7 2 5)
自動音声案内①番選択後②番

在職中にかかった病気やけがで障がいが残ったとき、障害基礎年金に上乗せして支給されます。

【支給要件】

■厚生年金加入中に初診日のある傷病により、国民年金法に定める 1 ～ 2 級または厚生年金保険法に定める 3 級に該当する障がいの状態になった方
(3 級の場合は、障害厚生年金のみです。)

■障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている方

特別障害給付金制度 (平成 1 7 年 4 月 1 日施行)

【窓 口】 市民課国保年金係
日本年金機構 砺波年金事務所
お客様相談室 (TEL 3 3 - 1 7 2 5)
自動音声案内①番選択後②番

【対 象 者】 現行の障害基礎年金 1 ～ 2 級程度の障がいがある方で、次の条件にあてはまる方です。

■平成 3 年 3 月以前の国民年金に任意加入していなかった学生の期間内に初診日のある方

■昭和 6 1 年 3 月以前の国民年金任意加入対象であったサラリーマン（厚生年金・共済年金等の加入者）の配偶者で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日のある方

【給 付 額】 支払いは、年 6 回（偶数月）です。
(令和 7 年度)

1 級 月額 5 6, 8 5 0 円

2 級 月額 4 5, 4 8 0 円

(老齢年金等の受給や所得によって、支給が制限されることがあります)

年金生活者支援給付金制度
(令和元年10月1日施行)

【窓 口】 市民課国保年金係
日本年金機構 砺波年金事務所
お客様相談室 (TEL 3 3 - 1 7 2 5)
自動音声案内①番選択後②番

消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されます。

【支給要件】 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

①障害基礎年金を受けている方。

②前年の所得額が「4, 7 2 1, 0 0 0円+扶養親族の数×3 8万円※」以下である方。

※同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は4 8万円、
特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は6 3万円となります。

【給 付 額】 障害等級1級 月額 6, 8 1 3円
障害等級2級 月額 5, 4 5 0円

生活福祉資金

【窓 口】 砺波市社会福祉協議会
(TEL 3 2 - 0 2 9 4)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が属する世帯は、次のような資金を利用できます。

資 金 種 類		貸 付 条 件				
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
福 祉 資 金 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金						
福 祉 費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	580万円以内 ※以下は貸付 上限額の目安		据置期間 経過後 20年以内 ※以下は 目安		
	生業を営むために必要な経費	460万円		20年		
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円		8年		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円		7年		
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		8年		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円		8年		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円	貸付の日 (分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	10年		連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		5年		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		5年		
	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円		7年		
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円		3年		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円		3年		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円		3年		
	その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円		3年		
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用（原則として法に基づく自立相談支援事業等による支援を受ける。）		貸付の日から2月以内			
	1. 医療費又は介護費の支払等の臨時の生活費が必要とき					
	2. 火災等被災によって生活費が必要とき					
	3. 年金、保険、公的給付金等の支給開始までに生活費が必要とき					
	4. 会社から解雇、休業等による収入減のため生活費が必要とき					
	5. 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき					
	6. 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき					
	7. 法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるため経費が必要とき					
	8. 給与等の盗難によって生活費が必要とき					
	9. その他、これらと同等のやむを得ない事由あって、緊急性、必要性が高いと認められるとき					
		10万円以内		12月以内	無利子	不要

心身障がい者の保護者の死亡又は著しい障がいの有する状態となった後の心身障がい者に年金を支給することを目的として設けられているもので、保護者が生存中に一定の掛金を納めることになっています。

(1) 加入者の資格

- ・ 県内に住所を有すること
- ・ 65歳未満であること（加入時の年度の4月1日時点）
- ・ 特別の疾病及び障がいの有せず、生命保険契約の対象となる健康状態であること
- ・ 次のいずれかに該当する障がい者の保護者であること（ただし、いずれも障がい者が将来独立自活することが困難であると認められること）
 - ① 知的障がい者
 - ② 身体障害手帳の等級が1級から3級に該当する障がい者を有する者
 - ③ 精神又は身体に永続的な障がいのある方で①又は②と同程度の障がいと認められる者

(2) 掛金の額及び減免の特例

① 掛金

加入限度は心身障がい者1人につき2口までとし、掛金の額（月額）は下表のとおりです。また、掛金は加入時又は口数追加時の年齢により固定し、2口加入者は加入時と口数追加時の掛金額の合計額を納付することになります。

加入（口数追加）時の年齢	掛金月額 (1口当たり)	平成20年3月31日以前 に加入した方の掛金月額 (1口当たり)
35歳未満の者	9,300円	5,600円
35歳～40歳未満の者	11,400円	6,900円
40歳～45歳未満の者	14,300円	8,700円
45歳～50歳未満の者	17,300円	10,600円
50歳～55歳未満の者	18,800円	11,600円
55歳～60歳未満の者	20,700円	12,800円
60歳～65歳未満の者	23,300円	14,500円

② 減免率

	1口目	2口目
生活保護世帯	10／10	1／2
市町村民税非課税世帯	1／2	1／4

(3) 年金等

① 年金

加入者が死亡又は著しい障がいをもつ状態となった時に、1口につき月額20,000円の年金が障がい者に対して終身支給されます。

② 弔慰金

1年以上加入した後、加入者の生存中に障がい者が死亡したときに加入期間に応じて、一口につき下表の弔慰金が支給されます。

		平成20年4月1日 以降に障がい者が死亡 した場合	平成19年度以前加入	
			障がい者死亡日	
			平成20年4月1日以降 に障がい者が死亡した場合	平成20年3月31日以前 に障がい者が死亡した場合
加 入 期 間	1年以上5年未満の者	50,000円	30,000円	20,000円
	5年以上20年未満の者	125,000円	75,000円	50,000円
	20年以上の者	250,000円	150,000円	100,000円

③ 脱退一時金

5年以上加入して脱退した加入者に加入期間に応じて、一口につき下表の脱退一時金が支給されます。

		平成20年4月1日 以降に脱退した場合	平成19年度以前加入	
			脱退月	
			平成20年4月1日以降 に脱退した場合	平成20年3月31日以前 に脱退した場合
加 入 期 間	5年以上10年未満の者	75,000円	45,000円	30,000円
	10年以上20年未満の者	125,000円	75,000円	50,000円
	20年以上の者	250,000円	150,000円	100,000円

【手続きに必要なもの】

- 身体障害者手帳、療育手帳、年金証書等
- 住民票（障がい者）※県内に在住の場合は、不要です。
- 印鑑
- 申込者告知書（申込者の健康状態を告知する書類）

4. 割引制度と免除

所得税、市・県民税

【窓 口】 税務課
砺波税務署（TEL 3 3 - 1 0 7 3）

申告により、障がい者本人又は障がい者を扶養している方の所得から下表の金額が控除されます。障がい者とは、所得が生じる年の12月31日（年の中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、次の区分のいずれかに該当する方です。

障 害 者 控 除	主な区分		所得税	市・県民税
	一般の 障害者	・身体障害者手帳3～6級 ・療育手帳B ・精神障害者保健福祉手帳2～3級 ・精神保健福祉センター等又は精神保健指定医により知的障害者と判定された方（軽度・中度に準ずる） ・精神や身体に障害のある満65歳以上の方で市町村長の認定を受けている方（要介護2以上で、寝たきり又は認知の度合いが一定の要件を満たしている方のうち、「障害者控除対象者認定書」を受けられた方）	27万円	26万円
	特 別 障害者	・身体障害者手帳1～2級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・精神保健福祉センター等又は精神保健指定医により知的障害者と判定された方（重度に準ずる） ・精神や身体に障害のある満65歳以上の方で市町村長の認定を受けている方（要介護3以上で、寝たきり又は認知の度合いが一定の要件を満たしている方のうち、「障害者控除対象者認定書」を受けられた方）	40万円	30万円
	同 居 特 別 障害者	申告者の同一生計配偶者、扶養親族が特別障害者に該当し、かつ、その方が申告者、その配偶者又は申告者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合は、同居特別障害者として、右記の金額を所得金額から控除できます。	75万円	53万円

※障害者控除は扶養親族が年少扶養親族である場合においても適用されます。

※障がい者本人の前年の合計所得金額が135万円以下の場合は、市・県民税が非課税となります。

自動車税、軽自動車税	【窓 口】 税務課、庄川支所市民福祉課 富山県総合県税事務所 自動車税センター (TEL 076-424-9211)
--	--

障がい者本人が運転、またはその生計を一にする方が、もっぱら障がい者の通院、通学等のために運転する自動車について、税金の減免を受けることができます。

減免対象になるのは、障がい者本人が所有者（納税義務者）である自動車及び障がい者が利用するための構造となっている自動車です。ただし、身体障がい者で年齢が18歳未満の方、知的障がい者及び精神障がい者と生計を一にする方が所有する自動車も減免対象になります。

減免を受けることができる台数は、障がい者1人につき、自家用自動車（普通自動車と軽自動車あわせて）1台のみです。（軽自動車税の減免申請は、税務課又は庄川支所市民福祉課でできます。自動車税についての詳細は、巻末の資料を参照ください。）

区分	等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級
	障がいの内容							
身体障 害者 手帳	視覚障害		○	○	○	○	○	
	聴覚障害			○	○			
	平衡機能障害				○		○	
	肢 体 不 自 由	上肢	○	○				
		下肢	○	○	○	本人運転のみ対象	本人運転のみ対象	本人運転のみ対象
		体幹	○	○	○		本人運転のみ対象	
	乳幼児期以前の非進行性脳病 変による運動機能障害	上肢機能	○	○				
		移動機能	○	○	○	本人運転のみ対象	本人運転のみ対象	本人運転のみ対象
	心臓機能障害		○		○			
	じん臓機能障害		○		○			
	呼吸器機能障害		○		○			
	ぼうこう又は直腸機能障害		○		○			
	小腸機能障害		○		○			
	音声言語機能障害				○			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○			
	肝臓機能障害		○	○	○			
療育手帳		① A または ② B かつ小学校就学の始期に達するまでの児童						
精神障害者保健福祉手帳		1級						

※○は本人、または生計を一にする方が運転で対象

軽自動車税（種別割）について

4月1日現在所有する車（所有者が自動車販売店になっている場合は使用者）に対して課税されます。減免を希望される方は、課税年度の4月1日から納期限（5月末日）までに申請してください。また、減免の申請は、毎年申請していただく必要があります。

<手続きに必要なもの> マイナンバーの通知カードまたは個人番号カード、自動車

検査証（車検証）、身体障害者手帳等、運転者の運転免許証

※電子車検証をお持ちの方は、「自動車検査証記録事項」も提示してください。

医療費控除を利用するために

【窓 口】 税務課
砺波税務署（TEL 3 3 - 1 0 7 3）

- 所得税の確定申告や住民税の申告には、所得額から控除される項目の中に「医療費控除」があります。
- 多額の医療費を支払ったときは、確定申告を行うことで所得税が還付され、市県民税が減額される場合があります。
- 1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費に限って控除の対象となります。未払となっている医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。
- あなたが生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費があるときは、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得額から差し引くことができます。

◎医療費控除額の計算方法

医療費控除額 (最高 200 万円)	=	その年中に 支払った医療費	-	保険金などで 補てんされる 金 額	-	10 万円又は 総所得金額等の 5 % (どちらか少ない額)
-----------------------	---	------------------	---	-------------------------	---	--------------------------------------

注 1：保険金などで補てんされる金額とは、生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金や社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金、医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金などです。

なお、保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引けません。

注 2：医療費控除により軽減される税額は、その方に適用される税率により異なります。

◎控除を受けるための手続等

- 医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。
- その際、医師などが発行した領収書等を集計し、「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告に添付する必要があります。
- 医療費控除の申告を行った医療費の領収書は自宅で 5 年間保存する必要があります。

《医療費控除の対象となる医療費》

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの (例示)	控除の対象に含まれないもの(例示)
●医師、歯科医師による診療や治療の対価 ●治療のためのあんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価 ●助産師による分娩の介助の対価 ●医師等による特定保健指導の対価	●<u>医師等による診療等を受けるために直接必要なもの</u>で、次のような費用 ・通院費・入院の対価として支払う部屋代や食事代・医師等の送迎費・医療器具の購入や賃借のための費用 ・義手、義足、松葉づえや義歯等の購入の費用 ・身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用等に当たるもの ・6ヶ月以上の寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書（「おむつ使用証明書」）のあるもの（注2） ●介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価	●容姿を美化し、容貌を変えるなどの目的で行った整形手術の費用 ●健康診断の費用（注1） ●自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ●<u>治療を受けるために直接必要としない</u>、近視、遠視のための眼鏡や補聴器等の購入の費用
●保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価	●左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価	●親族に支払う療養上の世話の対価
●治療や療養に必要な医薬品の購入の対価	●かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 ●医師等の処方や指示により、医師等による診療等を受けるために直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用	●疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用
●病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価	●病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用	●親族などから人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼

注1：人間ドックなどの健康診断や特定健康診査の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けたとき又は特定健康診査を行った医師の指示に基づき特定保健指導（積極的支援に限る）を受けたときには、健康診断や特定健康診査の費用は医療費控除の対象となります。

注2：介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、砺波地方介護保険組合が発行する主治医意見書確認結果通知書を「おむつ使用証明書」に代えることができます。発行を希望される方は高齢介護課に申請してください。

《セルフメディケーション税制による医療費控除の特例について（令和8年まで）》

●健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組（健康診査等）を行なった場合、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等を購入した場合は、通常の医療費控除との選択（※）により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

計算方法：[控除額＝特定医薬品の年間購入費用－12,000円]（控除限度額8万8千円まで）

※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける方は、通常の医療費控除を受けることができませんので、ご注意ください。

●詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。か、砺波市役所税務課（TEL33-1346直通）または砺波税務署（TEL33-1073代表）へお問合せください。

相続税	富山税務署 資産課税部門 (TEL 076-432-4196)
-----	------------------------------------

障がい者が、相続によって財産を取得したとき、障害程度や年齢に応じて税額から一定額が控除されます。

贈与税の非課税	富山税務署 資産課税部門 (TEL 076-432-4196)
---------	------------------------------------

特定障害者の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで、贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

注：特定障害者とは、①特別障害者②特別障害者以外の障害者のうち精神に障害のある方等一定の障害者をいいます。

個人事業税	【窓口】 富山県総合県税事務所 課税第一課 (TEL 076-444-4506)
-------	--

下表の区分に応じて、課税対象外又は申請により減免になります。

課税対象外		両眼の視力(屈折異常のある者については矯正視力について測定したものをいう。)が0.06以下の視力障がい者が行うあんま、はり、きゅう等の医業に類する事業	
減 免 ※申請が必要	身体障がい者	身体障がい者本人が営む事業の事業所得の区分に応じ、事業税額から右の額を減免します。	314万円以下 12,000円
			314万円を超え332万円以下 10,000円
			332万円を超え350万円以下 9,000円
	特別障がい者	特別障がい者又は扶養している特別障がい者1人につき、事業税の税率に応じ、下記の額を上限として減免します。ただし、事業所得が1,000万円を超える方の事業税は減免となりません。	
		区分	減免上限額
		税率が5%	40,000円
		税率が4%	32,000円
		税率が3%	24,000円

※申請は納期限までです。詳細は総合県税事務所までお問合せください。

有料道路の通行料金割引

【窓 口】 社会福祉課
庄川支所市民福祉課

障がい者の方の社会参加を支援するため、事前登録による有料道路の割引制度があります。なお、観光道路等の有料の私道については個別にご確認ください。

【対 象 者】

- 1 身体障害者手帳を所持し、自ら運転する方。
- 2 重度の身体障がい者（身体障害者手帳第一種）または知的障がい者（療育手帳A）が乗車する車を運転する介護者の方。

【対象自動車の範囲】

乗用自動車、貨物自動車及び特種用途自動車、二輪自動車（総排気量125cc超）、レンタカー、タクシー（対象者2の方のみ）等。

ただし、事業用の自動車を除きます。

【登録する自動車の所有者】

障がい者、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有するもの。

【割引の内容】

通常料金の5割引です。

【手続きに必要なもの】

	E T Cを利用しない場合	E T Cを利用する場合
必要書類等	■身体障害者手帳または、療育手帳 ■運転免許証（障がい者本人が運転する場合） ■割引対象となる自動車検査証又は軽自動車届出済証 ■割賦契約書又はリース契約書（割賦購入又は長期リースにより自動車を利用されている場合）	■身体障害者手帳または、療育手帳 ■運転免許証（障がい者本人が運転する場合） ■割引対象となる自動車検査証又は軽自動車届出済証 ■割賦契約書又はリース契約書（割賦購入又は長期リースにより自動車を利用されている場合） ■E T Cカード（障がい者本人名義） ■E T C車載器セットアップ申込書・証明書
利用方法	■料金所係員が手帳の記載事項を確認します。	■事前に登録された車両、E T C車載器、E T CカードでE T Cレーンを通行した場合、割引処理を行います。 ■係員がいる有人レーンでの支払いの場合は、手帳の記載事項を確認します。

※登録車両台数は、障がい者1人につき1台です。

※自動車を登録しない（自動車を保有していない等）場合でも、申請によって本割引の適用を受けられます。手続きには、身体障害者手帳または療育手帳、運転免許証（障がい者本人が運転する場合）が必要です。

【割引有効期間】

申請日からその後の2回目の誕生日まで有効です。更新には手続きが必要です。

【変更手続きに必要なもの】

割引有効期間内に登録事項を変更する場合は、変更申請が必要です。必要書類等は、新規申請時と同じです。

J R ・ 私鉄（電車・バス）・市営バス・チョイソコとなみ

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（以下の表で精神手帳と表記）の交付を受けた方は、次の区分に応じて運賃が割引になります。乗車券発行場所、手帳を提示して乗車券等を購入してください。

区分	身体障害者手帳・療育手帳		精神手帳 (顔写真付)	お問合せ先
	第 1 種障害者	第 2 種障害者		
J R	本人と介護者 1 名の普通乗車券、回数乗車券、定期乗車券、普通急行券（5 割引） （本人単独利用の場合は片道 100km 超の場合のみ） （本人が小児定期乗車券該当者の場合は介護者のみ）	・ 本人が、片道 100km を超えて利用するときの普通乗車券（5 割引） ・ 12 歳未満の障がい児と介護者が共に定期乗車券によって利用する場合（介護者のみ 5 割引）	1 級は第 1 種と同様 2・3 級は第 2 種と同様	J R 各駅
あいの風とやま鉄道	本人と介護者 1 名の普通乗車券、回数乗車券、定期乗車券（5 割引） （本人が小児定期乗車券該当者の場合は介護者のみ）	本人の普通乗車券、回数乗車券（5 割引） 本人の定期乗車券（本人が 12 歳未満の場合、介護者のみ 5 割引）	1 級は第 1 種と同様 2・3 級は第 2 種と同様	あいの風とやま鉄道(株)本社営業課 076-444-1300
富山地方鉄道	鉄道線・市内電車・バスが割引の対象となりますが、障害等級により、割引率や割引対象者が異なりますので、詳しくは富山地鉄テレホンセンターへお問い合わせ下さい。			富山地鉄テレホンセンター 076-432-3456
加越能バス	・ 本人と介護者 1 名の普通運賃、回数券（5 割引） ・ 本人と介護者 1 名の定期券（3 割引） ・ 高速バスについては、加越能バスまでお問い合わせください。	・ 本人の普通運賃、回数券（5 割引） ・ 本人の定期券（3 割引） ・ 高速バスについては、加越能バスまでお問い合わせください。	1 級は第 1 種と同様 2・3 級は第 2 種と同様	加越能バス(株) 0766-22-4888
市営バス	・ 本人と介護者の運賃が半額 ・ クローバーパス（特別定期利用券）料金 1 か月 2,000 円 3 か月 5,700 円			企画政策課
チョイソコとなみ	・ 本人の運賃が半額 ※砺波市にお住まいで、事前に登録された方がご利用になれます。			企画政策課

タクシー運賃の割引	【窓 口】 富山県タクシー協会 (TEL 076-423-0622)
-----------	---------------------------------------

【対 象 者】 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持する方。

【割引の内容】 運賃料金が1割引になります。乗車時に手帳を提示してください。

駐車禁止・時間制限駐車区間 規制解除証の交付	【窓 口】 砺波警察署 (TEL 32-0110)
---------------------------	------------------------------

障がい者自らが運転をする場合、または、家族などが運転する車に同乗する場合に、公安委員会の標章を提出することにより駐車禁止の対象から除外される場合があります。

但し、除外されるのは、公安委員会が指定した駐車禁止場所が対象で、交差点やバス停、車庫などの車の出入り口等の法定の場所は除外されません。

また、申請手続の方法のほか、対象となる障がいについては、障がいの区分に応じた障がいの程度が決められていますので、詳しくは、砺波警察署地域交通課までお尋ね下さい。

【手続きに必要なもの】 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾患児手帳、運転者の運転免許証、自動車検査証

身体障害者標識	【購入先】 砺波市交通安全協会（砺波警察署内）、 各カー用品店 【窓 口】 砺波市交通安全協会（砺波警察署内）
---------	---



肢体不自由であることを理由に免許証に条件を付されている方が運転する車の前後に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。但し、身体障がい者本人が運転しない場合は取り外してください。

聴覚障害者標識	【購入先、窓 口】 富山県交通安全協会 （富山県運転免許センター内） （TEL 076-451-0531）
---------	--



聴覚障害であることを理由に免許証に条件を付されている方が運転する車の前後に表示するマークで、マークの表示については義務となっています。詳しくは、富山県運転免許センターまたは砺波警察署へお問合せ下さい。

航空運賃	【窓 口】 航空券販売所
------	---------------------

満12歳以上で、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真付きのもの及び搭乗日当日が有効期間内であるものに限る）をお持ちのご本人と介護者1名に、障がい者運賃割引が適用されます。

詳しくは、各航空運送事業者へお問い合わせください。

携帯電話基本使用料等の割引	【窓 口】 各社携帯電話取扱店
---------------	------------------------

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、携帯電話の月々の基本使用料等の割引が受けられます。

NTT無料番号案内	【窓 口】 NTTふれあい案内 （TEL 0120-104174）
-----------	--

身体障害者手帳の視覚障害（1～6級）、肢体不自由（上肢、体幹、又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の1～2級）、療育手帳または、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方は、申請により電話番号案内が無料になります。

郵便	【窓口】郵便局 ※料金等詳細は各郵便局窓口へお問い合わせください。
----	-----------------------------------

- (1) 郵便物 点字郵便物（点字のみを掲げたものを内容とする郵便物）、特定録音物等郵便物（盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物）は、3 kg まで無料になります。
（特定録音物等郵便物に関しては、日本郵便株式会社が指定する施設あてに差し出されるものに限りします。）

- (2) ゆうパック等 心身障害者用ゆうメール（事前に日本郵便株式会社に届け出ている図書館との図書の受発用）は、3 kg まで下記アの料金にて差し出すことができます。点字ゆうパック、聴覚障害者用ゆうパックに関しては、下記イの料金にて差し出すことができます。

ア 心身障害者用ゆうメール運賃料金表

重量	150g まで	250g まで	500g まで	1 kg まで	2 kg まで	2 kg 超
運賃（税込）	92 円	110 円	150 円	180 円	230 円	310 円

イ 点字ゆうパック、聴覚障害者用ゆうパック運賃料金表（全国一律、30 kg まで）

サイズ区分	60 サイズ	80 サイズ	100 サイズ	120 サイズ	140 サイズ	160 サイズ	170 サイズ
運賃（税込）	100 円	210 円	320 円	420 円	520 円	630 円	730 円

- (3) 青い鳥郵便葉書 身体障害者手帳 1 ～ 2 級、療育手帳に A または 1 度、2 度と表記されている方は、申請により 1 人につき 20 枚の通常葉書が無償配布されます。
（受付期間：毎年 4 月初旬から 5 月末頃）※変更になる場合があります。

NHK放送受信料の減免 (衛星放送を含む)	【窓 口】 社会福祉課 庄川支所市民福祉課 NHK富山放送局 (TEL 076-444-6640)
--------------------------	--

次の方は、受信料が減免になります。

	全額免除 (障がい者の方を世帯構成員 に有する場合)	半額免除 (障がい者の方が <u>世帯主</u> で、受信 契約者の場合)
身体障がい者	* 世帯構成員全員が市町村民 税非課税	* 視覚・聴覚障害 * 身体障害者手帳の障害等級が 1 級または 2 級
知的障がい者	* 世帯構成員全員が市町村民 税非課税	* 療育手帳の障害等級が A
精神障がい者	* 世帯構成員全員が市町村民 税非課税	* 精神障害者保健福祉手帳の障 害等級が 1 級
戦傷病者		* 戦傷病者手帳の障害程度が特 別項症から第 1 款症

【減免申請に必要なもの】

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の
いずれか
- ・ 印鑑

市内各施設の障がい者利用料金

※詳細は各施設へお問い合わせください

障がい者とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者をいいます。

施設の名称	利用料金	バリアフリー対応状況	所在地／電話
砺波市多世代交流施設 麦秋苑	障がい者は、 無料		砺波市三郎丸 183-2 Tel.33-2846
砺波市多世代交流施設 苗加苑	障がい者は、 無料		砺波市苗加 824-1 Tel.32-7294
砺波市多世代交流施設 北部苑	障がい者は、 無料		砺波市林 1202 Tel.33-6633
砺波市多世代交流施設 しょうとう	障がい者は、 無 料		砺波市安川 1616 Tel.37-1550
砺波市温水プール	障がい者は、個人 1 回券 310 円	 プールは、車いすスロープ付き (貸出車いすは、水陸両用)	砺波市柳瀬 241 Tel.33-4450
砺波市庄川健康プラザ	障がい者は、個人 1 回券 210 円	 ウォーキング・プールのため、車い すでのプールの利用はできません。	砺波市庄川町青島 401 Tel.82-5320
かいによ苑	障がい者及び介 助者は入館無料		砺波市豊町 1-2-10 Tel.33-6934
となみ散居村 ミュージアム	障がい者及び介 助者は入館無料	 一部段差、階段のみの施設あり	砺波市太郎丸 80 Tel.34-7180
砺波市美術館	障がい者及び介 助者（1 名）は、 観覧料無料		砺波市高道 145-1 Tel.32-1001
チューリップ 四季彩館	障がい者及び介 助者（1 名）は、 観覧料無料		砺波市中村 100-1 Tel.33-7716
夢の平コスモス荘	障がい者は、施設 利用料金（食事代 金除く）の 2 割引		砺波市五谷 160 Tel.37-2323
砺波市出町子供歌舞伎 曳山会館	障がい者及び介 助者（1 名）は、 入館無料		砺波市出町中央 5-4 Tel.32-7075

バ リ ア フ リ ー 対 応 状 況	駐車場	 障がい者用駐車場あり	 一般駐車場のみ	
	アプローチ	 平坦	 スロープあり	 段差あり
	トイレ	 車いす対応トイレあり	 オストメイト対応トイレあり	
	階の移動	 平屋建物	 エレベータあり	 階段のみ
	貸出	 貸出車いすあり		

県立施設の観覧料減免

障がい者とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者をいいます。

施設の名称	利用料金	問合せ先
富山県美術館 高志の国文学館 水墨美術館（常設展示） 立山博物館（常設展示） 立山カルデラ砂防博物館（常設展示） 中央植物園 県民会館分館（内山邸、金岡邸）	障がい者及びその付添者の観覧料・入園料は、全額免除 ※企画展示は富山県が主催するものについて全額免除になります。	各施設
県立体育施設（14施設） ・ 富山県国際健康プラザ（健康スタジアム） ・ 富山県総合運動公園 ・ 富山県五福公園 ・ 富山県空港スポーツ緑地 ・ 県民公園太閤山ランド ・ 富山県総合体育センター ・ 富山県西部体育センター ・ 富山県高岡総合プール ・ 県営富山弓道場 ・ 県営富山武道館 ・ 県営高岡武道館 ・ 富山県漕艇場 ・ 富山県上市カヌー競技場 ・ 富山県福光射撃場	障がい者の個人料金は全額免除	
ゴルフ練習場（シティゴルフとやま）	貸出料（ボール）半額	

5. 医療費の助成と健康を守る制度

自立支援医療 更生医療

【窓 口】社会福祉課
庄川支所市民福祉課

身体上の障がいを経減、又は除去して、日常生活等を容易にすることを目的として医療費が給付されます。診断・手術等を行う医療機関は指定されていますので、事前にご相談ください。

【対 象 者】 身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方で、富山県障害者相談センターの判定により給付が必要と認められた方。

【対象医療】 人工心肺下による心臓手術、ペースメーカー埋め込み術、人工透析療法、腎移植術、肝臓移植術、免疫療法、口蓋形成術、歯科矯正術など

【医療費の負担額】

自己負担は原則として医療費の1割です。

（ただし、収入や所得に応じて月額上限額の設定があります）

なお、一定所得以上の場合、自立支援医療の対象外となることがあります。

【初めて交付を受けるために必要なもの】

- ①自立支援医療費（更生）支給認定申請書
- ②指定医療機関の医師の診断書
- ③所得の区分に関するチェックシート
- ④健康保険資格確認書等（同じ健康保険に加入している方全員分）
- ⑤申請者が遺族年金や障害年金を受給している方は、年金額がわかる証書、または振込通知書等（市民税非課税世帯の方のみ）
- ⑥標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証【資格証をお持ちの方のみ】

【受給者証内容の変更手続きに必要なもの】

<氏名・住所・健康保険の変更、医療機関の変更等>

受給者証、記載事項変更届、自立支援医療費（更生）支給認定申請書（変更）、各々の変更内容が確認できる書類

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方が対象になります。精神障がい及びその精神障がいによって生じた病態に対して、入院しないで行われる医療制度です。

【医療費の負担額】

自己負担は原則として医療費の1割です。

(ただし、収入や所得に応じて月額上限額の設定があります)

【交付を受けるために必要なもの】

- ①自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書
- ②自立支援医療(精神通院)診断書
- ③「重度かつ継続」に関する意見書(追加用)【該当者のみ】
- ④所得の区分に関するチェックシート
- ⑤健康保険資格確認書等(同じ健康保険に加入している方全員分)
- ⑥障害年金を受給している方は、振込通知書、年金の振込まれる通帳
- ⑦個人番号が確認できる書類
- ⑧調査同意書
- ⑨委任状

【受給者証内容の変更手続きに必要なもの】

<氏名・住所・健康保険の変更、医療機関の追加等>

記載事項変更届、受給者証の写し、各々の変更内容が確認できる書類

※所得状況が変わる場合は、自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書を提出してください。

<受給者証の紛失、破損>

再交付申請書

【受給者証の返還手続きに必要なもの】

自立支援医療費(精神通院)受給者証返還届、受給者証

障がいの状態が変わり、非該当になったときや障がい者本人が亡くなられた場合は、受給者証をお返してください。

18歳未満で体に障がいがあり、放置すると将来障がいを残すと認められる場合で、手術等の治療により障がいの改善が期待できる児童に対してその医療費の一部を公費負担する制度です。

【対象となる疾患】 肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓機能障害、腎臓機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、その他内臓障害、免疫機能障害

【医療費の負担額】

自己負担は原則として医療費の1割です。

（ただし、収入や所得に応じて月額上限額の設定があります）

入院時の食事(標準負担額相当)については、原則自己負担となります。

なお、一定所得以上で重度かつ継続に該当しない場合は、公費負担の対象外となります。

【申請に必要な書類について】

①自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書（保護者が記入）

②自立支援医療費（育成医療）意見書(主治医が記入)

③受診者及び、被保険者である保護者の健康保険資格確認書等

ただし国民健康保険の場合は加入している方全員分の健康保険資格確認書等

④世帯が市町村民税非課税世帯の場合、収入を確認するための書類

（遺族年金や障害年金の受給者は、年金額が分かる証書、または振込通知書等）

⑤「重度かつ継続」を確認できるもの(該当者のみ)

◎自立支援医療費（育成医療）意見書は、必ず指定医療機関において育成医療を主として担当する医師が作成したものであることが必要です。

・インフルエンザ予防接種（季節型） ・高齢者用肺炎球菌予防接種 ・新型コロナウイルス感染症予防接種 ・带状疱疹予防接種の助成	【窓 口】健康センター (TEL 3 2 - 7 0 6 2)
---	--

60歳以上65歳未満のうち、次の①及び②の方が対象です。（※ただし、带状疱疹予防接種は②のみ対象。）

- ①心臓・じん臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障がい有する方
- ②ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する方

※健康センターから個別に接種券を送付します。（65歳以上の対象の方には、障がいの有無に関わらず対象者全員に送付します。）詳細は健康センターにお問い合わせください。

重度心身障害者等の医療費助成

【窓 口】社会福祉課
庄川支所市民福祉課

令和7年8月1日現在

区 分	障害程度	年 齢	窓口負担 (助成方法)	手続き
重 度	身体障害者手帳 (1級～2級) 療育手帳 (A) 精神障害者保健福祉手帳 (1級)	65歳未満 (世帯の 合計所得 1千万円 未満の者 に限る)	無 料 (現物給付)	1. 窓口で登録申請する。 (障害者手帳、通帳、健康保険資格確認書等を持参) 2. 県内で医療を受ける場合は、重度心身障害者等 医療費受給資格証を医療機関へ提示する。 3. 県外で医療を受けた場合は、自己負担金を支払 った後、窓口で還付の手続きを行う。 (領収書、資格証、通帳を持参)
	身体障害者手帳 (1級～2級) 療育手帳 (A) 精神障害者保健福祉手帳 (1級) 国民年金障害年金 (1級)	65歳以上 (世帯の 合計所得 1千万円 未満の者 に限る)	高齢者医療確 保法に規定す る一部負担金 (償還払い)	1. 後期高齢者医療制度への加入手続き(市民課) が必要。 2. 窓口で登録申請する。 (障害者手帳、健康保険資格確認書等を持参) 3. 県内で医療を受ける場合は、一部負担金助成 該当者証を医療機関へ提示する。 4. 県外で医療を受けた場合は、自己負担金を支払 った後、窓口で還付の手続きを行う。 (領収書、資格証、通帳を持参)
中 度	身体障害者手帳 (3級～4級の一部) 精神障害者保健福祉手帳 (2級) 国民年金障害年金 (2級)		高齢者医療確 保法に規定す る一部負担金 (償還払い)	1. 後期高齢者医療制度への加入手続き(市民課) が必要。 2. 上記の65歳以上の手続きと同じ ※現役並所得を有する方(3割負担の方)は、1割を 差引いた2割分が助成されます。
軽 度	身体障害者手帳 (4級～6級) 療育手帳 (B)	65歳以上 70歳未満 (世帯の 合計所得 1千万円 未満の者 に限る)	70歳以上75歳 未満の高齢者 が負担すべき 一部負担金 相当額 (原則2割)	1. 窓口で登録申請する。 (障害者手帳、通帳、健康保険資格確認書等を持参) 2. 県内で医療を受ける場合は、重度心身障害者等 医療費受給資格証を医療機関へ提示する。 3. 県外で医療を受けた場合は、自己負担金額を 支払った後、窓口で還付の手続きを行う。 (領収書、資格証、通帳を持参)
	障害基礎年金(国民年金)・ 特別児童扶養手当受給者 (住民税非課税世帯)	65歳未満	入院医療費の 自己負担金の 1/2 (付加給付を除く) (償還払い)	1. 窓口で登録申請する。 (年金証書、健康保険資格確認書等、 年金振込通知書、通帳を持参) 2. 自己負担金額を支払い、付加給付の申請後、 窓口で還付の手続きを行う。 (領収書、資格証を持参)
「4級の一部」とは、 1. 音声機能又は言語機能に著しい障害を有するもの 2. 両下肢のすべての指を欠くもの 3. 1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 1下肢の機能の著しい障害 ※ 詳細については、社会福祉課までお問い合わせください				

6. 快適な日常生活のための制度

補装具費の支給

【窓 口】 社会福祉課
庄川支所市民福祉課

障がい者（児）の身体機能を補完又は代替して、長時間にわたり継続して使用する補装具の購入費と修理費を支給します。なお、介護保険による同様のサービスを受けられる方は、介護保険の制度が優先されます。

【対象者】 身体障害者手帳の交付を受けた方又は難病患者等と認められる方。
なお、補装具の種類や障がいの程度により支給されないことがありますので事前にご相談下さい。

また、障がい者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合には補装具費の支給対象から外れます。

種類と対象例	種 目	対象者
	盲人安全つえ、義眼、眼鏡	視 覚 障 害
	補聴器	聴 覚 障 害
	義足、義手、装具、姿勢保持装置、車載用姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（一本つえは徐く）	肢 体 障 害
	（18歳未満） 起立保持具、排便補助具	肢 体 障 害
	重度障害者用意思伝達装置	重度重複障害

【手続きに必要なもの】 身体障害者手帳、特定疾患医療受給者証、
指定医師の意見書、指定業者の見積書

【費用負担】 補装具に係る費用の原則1割負担ですが、世帯の所得に応じて一定の負担上限額があります。

- ・生活保護世帯 月額負担上限額 0円
- ・市民税非課税世帯 月額負担上限額 0円
- ・市民税課税世帯 月額負担上限額 37,200円

※所得を判断する際の世帯の範囲は、18歳以上の障がい者の場合は、本人と配偶者のみ。障がい児の場合は、住民基本台帳での世帯となります。

日常生活用具の給付

【窓 口】社会福祉課
庄川支所市民福祉課

日常生活用具とは、日常生活上の便宜を図るための用具のことです。

重度障がい者（児）及び難病患者等が、在宅で生活するために必要な用具の給付を行っています。なお、介護保険による同様のサービスを受けられる方は、介護保険の制度が優先されます。

【対象者】 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた方（児童については年齢制限があるものもあります。）並びに難病患者等と認められる方。

なお、日常生活用具は、障がい及び程度に応じて交付されていますので事前にご相談下さい。

また、障がい者本人または世帯員のいずれかが一定所得以上の場合には、日常生活用具の給付対象から外れます。

種 目	品 目	対 象 者	基準額
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	1. 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障がい者（児） 2. 難病患者等と認められる者（寝たきりの状態にある者に限る）	154,000円
	特殊マット	1. 下肢又は体幹機能障害 1 級で常時介護を必要とする身体障がい者（児の場合 2 級を含む）、重度の知的障がい者（児）。3 歳以上 2. 難病患者等と認められる者（寝たきりの状態にある者に限る）	19,000円
	特殊尿器	1. 下肢又は体幹機能障害 1 級で常時介護を必要とする身体障がい者（児）。学齢児以上 2. 難病患者等と認められる者（自力で排尿できない者に限る）	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障がい者（児）で、入浴に介助を要する者。3 歳以上	82,400円
	体位変換器	1. 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障がい者（児）で、下着交換等に介助を要する者。学齢児以上 2. 難病患者等と認められる者（寝たきりの状態にある者に限る）	15,000円
	移動用リフト	1. 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障がい者（児）。3 歳以上 2. 難病患者等と認められる者（下肢又は体幹機能に障がいのある者に限る）	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障がい児。3 歳以上 18 歳未満	33,100円
	訓練用ベッド	1. 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障がい者（児）。学齢児以上 18 歳未満 2. 難病患者等と認められる者（下肢又は体幹機能に障がいのある者に限る）	159,200円

自立生活 支援用具	入浴補助用具	1. 下肢又は体幹機能に障害を有する身体障がい者（児）で、入浴に介助を必要とする者。 3歳以上 2. 難病患者等と認められる者（入浴に介助を要する者に限る）	90,000円
	便器	1. 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）。 学齢児以上 2. 難病患者等と認められる者（常時介護を要する者に限る）	9,850円
	T字状・棒状の つえ（一本つえ）	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害3級以上の身体障がい者（児）。学齢児以上	4,460円
	移動・移乗支援 用具	1. 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有する身体障がい者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者 2. 難病患者等と認められる者（下肢が不自由な者に限る）	60,000円
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し歩行や立位が不安定で頻繁に転倒しやすい身体障がい者（児）。又は、重度の知的障がい者（児）もしくは精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	①スポンジ及び革が主材料 15,200円 ②スポンジ、革及びプラスチックが主材料 36,750円
	特殊便器	1. 上肢障害2級以上の身体障がい者（児）及び重度の知的障がい者（児）で訓練を行っても自力で排便後の処理が困難な者。学齢児以上 2. 難病患者等と認められる者（上肢機能に障害のある者に限る）	151,200円
	火災警報器	1. 障害等級2級以上の身体障がい者（児）又は重度の知的障がい者（児）であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	15,500円
	自動消火器	2. 難病患者等と認められる者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	28,700円
	電磁調理器	視覚障害2級以上で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯もしくは重度の知的障がい者で知的障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上。学齢児以上	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上で聴覚障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	87,400円
在宅療養 等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の身体障がい者（児）。3歳以上	51,500円
	ネブライザー（吸入器）	1. 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者（児）であって、必要と認められる者	36,000円
	電気式たん吸引器	2. 難病患者等と認められる者（呼吸器機能に障がいのある者に限る）	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者（児）	17,000円

在宅療養等支援用具	盲人用体温計（音声式）	視覚障害２級以上で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。学齢児以上	9,000円
	盲人用体重計	視覚障害２級以上で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。学齢児以上	18,000円
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	心臓機能障がい者又は難病患者等と認められる者（人工呼吸器の装着が必要な者に限る）	157,500円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能もしくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障がい者（児）。学齢児以上	98,800円
	情報・通信支援用具	上肢機能障害２級又は視覚障害２級以上の身体障がい者（児）	100,000円
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する（原則視覚障害２級かつ聴覚機能障害２級以上）身体障がい者であって、必要と認められる者	383,500円
	点字器	視覚障害２級以上の視覚障がい者（児）。学齢児以上	（１）標準型 ①両面真鍮板製 10,400円 ②両面書プラスチック製 6,600円 （２）携帯用 ①片面書アルミニウム製 7,200円 ②片面書プラスチック製 1,650円
	点字タイプライター	視覚障害２級以上で就労もしくは就学している者又は就労が見込まれる者	63,100円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上。学齢児以上	85,000円
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上。学齢児以上	99,800円
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障がい者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。学齢児以上	198,000円
	盲人用時計	視覚障害２級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者。学齢児以上	①触読式 10,300円 ②音声式 13,300円
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障がい者（児）。学齢児以上	71,000円
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900円

情報・意思疎通支援用具	人工喉頭	喉頭摘出者	①笛式 8,100円 ②電動式 70,100円
排泄管理支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	月額 ①蓄便袋 8,858円 ②蓄尿袋 11,639円
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便もしくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	月額 12,000円
	収尿器	高度の排尿機能障がい者	男性用 ①普通型 7,700円 ②簡易型 5,700円 女性用 ①普通型 8,500円 ②簡易型 5,900円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	難病患者等と認められる者（下肢又は体幹機能に障害のある者に限る）	上限20万円

【手続きに必要なもの】 身体障害者手帳、療育手帳、特定疾患医療受給者証、見積書、パンフレット

【費用負担】 原則1割負担ですが、世帯の所得に応じて一定の負担上限額があります。（補装具費と同様）

※ 所得を判断する際の世帯の範囲は、18歳以上の障がい者の場合は、本人と配偶者のみ。障がい児の場合は、住民基本台帳での世帯となります。

障害福祉サービスには自立支援給付（介護給付・訓練等給付、自立支援医療・補装具）と障がい者の地域生活を支える地域生活支援事業があります。
※平成25年4月より、障がい者（児）の範囲に「難病患者等」が追加されました。

（１）障がい者を対象としたサービス

障がいの種別（身体・知的・精神）にかかわらず、障がいのある方の自立支援を目的に、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざします。また、障がい者自らが障害福祉サービスを選択し、サービス提供事業者と契約したサービスの利用に要する費用の全体額から自己負担額を控除した額を支給する制度です。

介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は知的障がい・精神障がいにより行動障害を有する者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護などを行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援 （令和7年10月から）	一般就労や就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援）を希望する人に、本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援します。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 （A型=雇用型・B型=非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）＜外部サービス利用型・介護サービス包括型、日中サービス支援型＞	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	就労定着支援	事業所に新たに雇用された障がい者に対して、事業所での就労継続を図るために、事業所の事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等の支援を行います。
	自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がい者が居宅における自立した生活を営むうえでさまざまな問題に対して、定期的な巡回訪問や当該障がい者からの相談に応じ、必要な援助を行います

（２）障がい児を対象としたサービス

児童福祉法により、障がい児支援については、身近な地域で支援が受けられるようになりました。障がい児の通所のサービスについては、市の窓口に入所のサービスは、児童相談所の窓口に申請してください。

障害児通所支援	児童発達支援	児童福祉施設等へ通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等を受けるために外出することが困難な重度の障がい児等について、居宅に訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の提供を行います。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等及び治療の提供を行います。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって障がい児の自立を促進すると共に、放課後等の居場所作りを推進します。
	保育所等訪問支援	専門職が障がい児のいる保育所等の施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための支援を行ない、保育所等の安定した利用を促進します。
障害児入所支援	福祉型障害児入所支援	保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所支援	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

(3) 相談支援事業

障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい福祉サービス等を利用するすべての障がい者（児）のサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を行ないます。

計画相談支援	サービス利用支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
	継続サービス利用支援	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者、又は、救護施設及び更生施設に入所している障がい者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。
	継続障害児支援利用援助	支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

(4) 地域生活支援事業

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう事業を実施します。

地 域 生 活 支 援 事 業	移動支援事業	屋外での移動に困難のある障がい者（児）に対し、社会参加の促進のためにヘルパーによる外出支援を行うサービスです。
	地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う施設です。
	日中一時支援事業	日中において、介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るために障がい者（児）を日中一時的に預かり、見守り等の支援を行うサービスです。
	相談支援事業	障がい者（児）、その介護者や保護者などからの相談に応じ、各種サービス利用のために必要となる情報の提供や、複数のサービスを適切に結びつけるなど、利用者のニーズに応じた社会生活を支援するサービスです。 ※市の委託する事業者が行います。
	コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能・音声機能・その他の障がいのため、コミュニケーションを図ることが困難な方に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、コミュニケーションの円滑化を図ることを目的とするサービスです。
	日常生活用具給付等事業 （「日常生活用具の給付」40頁を参照）	重度障がい者（児）に対し、在宅での生活を便利で快適なものにするために、個々の障がいに応じて日常生活用具の給付と貸与を行うサービスです。
	身体障害者訪問入浴サービス事業	自宅や事業所での入浴が困難な身体障がい者に対し、生活機能の維持向上をはかるため、訪問入浴車が自宅に訪問して入浴するサービスです。

(5) 利用者負担上限月額について

ア 世帯の範囲

- ・障がい者・・・本人と配偶者
- ・障がい児・・・保護者の属する世帯
- ・20歳未満の施設入所者(※1)・・・保護者の属する世帯

イ 世帯の課税状況と利用者負担額

【障がい者】

区分	世帯の収入状況		利用者負担額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得 1	市町村民税非課税世帯（年間収入が80.9万円以下）		0円
低所得 2	市町村民税非課税世帯（年間収入が80.9万円超え）		0円
一般 1	市町村民税課税世帯 （所得割額16万円未満） 20歳以上の施設入所者（※1）及び特定サービス利用者（※2）を除く	通所施設・居宅利用者	9,300円
		入所施設利用者	
一般 2	市町村民税課税世帯（所得割16万円以上）		37,200円
	特定サービス利用者（※2）、20歳以上の施設入所者（※1）		

地域生活支援事業(移動支援事業、日中一時支援事業、身体障害者訪問入浴サービス事業)についても、同様の利用者負担額となります。

【障がい児】(20歳未満の施設入所者を含む)

区分	世帯の収入状況		利用者負担額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得 1	市町村民税非課税世帯（年間収入が80.9万円以下）		0円
低所得 2	市町村民税非課税世帯（年間収入が80.9万円超え）		0円
一般 1	市町村民税課税世帯 （所得割28万円未満）	通所施設・居宅利用者	4,600円
		入所施設利用者	9,300円
一般 2	市町村民税課税世帯（所得割28万円以上）		37,200円
	特定サービス利用者（※2）		

・地域生活支援事業(移動支援事業、日中一時支援事業、身体障害者訪問入浴サービス事業)についても、同様の利用者負担額となります。

※1 施設入所者・・・療養介護・施設入所支援利用者

※2 特定サービス利用者・・・共同生活援助(GH)・宿泊型自立訓練、精神障害者退院支援施設加算対象者

このほか、ご利用のサービスによって通所の食費の補助や施設入所支援の諸費用の補助、共同生活援助の家賃補助など軽減措置があります。詳細についてはお問い合わせください。

(6) サービス利用までの手続きの流れ

1 まずはお相談を

サービスを利用しようとする方は、窓口にてサービス内容、事業者、施設について相談してください。

2 利用申請

必要なサービスが決まったら、身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保険福祉手帳等をご持参の上、窓口にて支給申請を行ってください。

3 「特定相談支援事業者」又は「指定障害児相談支援事業者」と契約

申請者は、計画相談支援の提供について、利用契約を結びます。

4 認定調査、審査判定（障がい児は、聞き取り調査のみ行います。）

障がい者の心身の状況を判定するため認定調査を行います。また、介護給付のサービスを利用する場合は、医師の意見書とあわせて審査会にて判定します。

5 「サービス等利用計画案」又は「障害児支援利用計画案」の提出

申請者は、特定相談支援事業者等がサービスの利用意向の聴取後に作成した、「サービス等利用計画案」等を市窓口に提出します。

6 障害福祉サービス等支給決定

市は、審査の上、支給決定を行い、受給者証を交付します。

7 「サービス等利用計画」又は「障害児支援利用計画」の作成、サービス提供事業者と契約

特定相談支援事業者等は、サービス提供事業者と連絡調整を行ない、「サービス等利用計画」等を作成し、申請者に交付します。

申請者は、サービス提供事業者に対し利用申込みを行い、契約を結びます。

8 サービス利用開始

サービスは、決められた期間や支給量の範囲内で、利用できます。

9 利用者負担額の支払

利用者又は扶養義務者は、サービス提供事業者等に対し、所得等に応じた負担額を支払います。食費等は実費負担です。

10 モニタリング

特定相談支援事業者等は、受給者証に記載されている期間ごとに、サービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。モニタリング実施期間は利用者の状況やサービスの種類によって異なりますが、少なくとも6か月に1日以上は実施します。

人工内耳用電池購入費の補助

【窓 口】社会福祉課

人工内耳を装用している障がい児に対し、人工内耳用電池の購入費用を補助します。（所得による制限あり）

【対 象 者】 人工内耳を装用している１８歳未満の方に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある方

【手続きに必要なもの】 身体障害者手帳、印鑑、人工内耳用電池の領収書、人工内耳の手術を受けたことが分かる書類

【補 助 額】 人工内耳用電池の購入に要した額（年間１万円以内）

軽度・中等度難聴児補聴器購入費の補助

【窓 口】社会福祉課

１８歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の購入費を補助します。

【対 象 者】 次の①と②の要件を満たす児童であること

- ① １８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある方。
- ② 両耳の聴力レベルが３０dB以上７０dB未満の身体障害者手帳交付の対象とならない方で、指定医師が意見書により補聴器の装用が効果的と認める方。

【手続きに必要なもの】 指定医師の意見書、指定業者の見積書

【補 助 額】 補聴器購入費（基準価格が上限）の２／３（千円未満切り捨て）

心身障害児施設等の通園費補助金

【窓 口】社会福祉課

心身障がい児及びその介護者が、児童福祉施設等の通園又は通学に要する経費に対し、予算の範囲内において保護者に補助金（３０％以内）を交付します。

【定 義】

- （１）「児童福祉施設等」とは、児童福祉法第７条の施設（保育所を除きます。）
- （２）通園等に要する経費とは、バス、その他の定期運行の交通機関を利用して最も経済的と認められる通園の経路及び方法による運賃又は料金。ただし、学校から通園にかかる経費が支払いされている場合を除きます。

【申 請】 通園された日数を年度末にまとめて申請

【補 助 額】 通園等に要する経費の３０％以内

就労支援施設等の 通所費助成	【窓 口】社会福祉課
---------------------------	-------------------

障がい者が、就労等の訓練のため、就労移行支援、就労継続支援事業所又は自立訓練の事業を実施する施設等に通う場合において、その通所に要する経費に対し、予算の範囲内で助成します。

【対 象 者】 就労支援等の施設に通所している障がい者

【対象経費】 バス、ＪＲ、チョイソコとなみなど定期運行の交通機関等を利用して最も経済的と認められる通所の経路及び方法による運賃または料金。また、自家用自動車を利用する場合（保護者が送迎する場合を含む）は、通所に使用する車のガソリン代金。ただし、施設から通所に要する経費が交付されている場合を除きます。

【申 請】 通所された日数を年度末にまとめて申請

【助 成 額】 (1)バスやＪＲ、チョイソコとなみ等を利用の場合は、料金の実費の $1/2$ とし、年間２０，０００円を限度とします。
(2)自家用自動車を利用の場合は、ガソリン代金（市の契約単価）の $1/2$ とし、年間２０，０００円を限度とします。

身体障害者福祉タクシー 料金の助成	【窓 口】社会福祉課 庄川支所市民福祉課
------------------------------	---------------------------------

外出が困難な身体障がい者に対し、福祉タクシー利用券を交付しタクシー料金の助成を行っています。

【対 象 者】 在宅の下肢又は体幹機能障害の１・２級、視覚障害１・２級

【手続きに必要なもの】 身体障害者手帳

【助 成 額】 １人につき２００円券を２０枚一組にして１年間分を交付

【利用できるタクシー】 チューリップ交通、となみ観光交通、あい・あいタクシー

おむつ支給事業	【窓 口】 高齢介護課
----------------	--------------------

在宅で、常時おむつを使用し、おむつ交換を家族が行っている方に支給します。

【対 象】 重度身体障がい者（児）（身体障害者手帳１・２級）、重度知的障がい者（児）（療育手帳Ａ）及び、６５歳以上で一定の要件を満たした方。

【種 類】 紙おむつ、尿取りパット

【助 成 額】 市が費用額の２／３を助成します。（月助成限度額５，０００円）

寝具クリーニングサービス事業	【窓 口】 高齢介護課
-----------------------	--------------------

快適な日常生活の確保のため年１回夏季に寝具の洗濯・乾燥・消毒等を行います。

【対 象 者】 在宅で生活している身体障害者手帳１・２級で寝たきりの肢体不自由者、又は６５歳以上の高齢者のみの世帯で要介護１以上の非課税世帯の方。

【内 容】 敷布団、掛け布団、毛布、マットレスのうち３枚を１組として洗濯・乾燥・消毒を行います。

【利 用 料】 無 料

【手 続 き】 市広報等で募集しますので、申請書を提出してください。

みまもり配食事業	【窓 口】 砺波市社会福祉協議会 (TEL 3 2 - 0 2 9 4)
-----------------	---

一人暮らし高齢者や障がい者など見守りが必要な方に対し、週１回地域のボランティアが、安否の確認を行い、昼食を届けています。

【対 象 者】 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、または高齢者と障がい者の世帯であって、見守りが必要な方。

【利 用 料】 ３５０円／食

【配 食 日】 地区により配食の曜日が決まっています。

ふれあい号（車いす移送車等）による移動支援	【窓 口】 砺波市社会福祉協議会 (TEL 3 2 - 0 2 9 4)
------------------------------	---

車いすを利用している方、歩行が困難な方の通院や官公庁、金融機関の手続き等にご利用いただけます。

- 【対 象 者】 在宅の砺波市在住者で以下の要件に該当する方。
- ・ 重度の身体障がいをお持ちの方（下肢・体幹・視覚の１～２級、及び人工透析を受けている方）。
 - ・ 日常的に車いすをご利用の方
 - ・ 世帯全員が移動手段を持たず、下肢が不自由で要支援以上の認定を受けている高齢者。

- 【利 用 料】 往復の使用距離５km まで４００円、１０km まで６００円、
１１km 以降は料金表による（住民税非課税世帯は半額）

福祉機器リサイクル事業	【窓 口】 砺波市社会福祉協議会 (TEL 3 2 - 0 2 9 4)
--------------------	---

市民の皆さんから寄付された、車いすやギャッジベッド、歩行杖等の福祉機器を在宅の障がい者や高齢者など必要とする方に貸出しています。

- 【対 象 者】 福祉機器を必要としている在宅の方（手帳の有無に関係なく利用できます。）

- 【利 用 期 間】 必要な期間利用できますが、年度末で更新の連絡をお願いします。使用されなくなったら直ぐに返却して下さい。

- 【利用の条件】
- ・ 申請書の提出
 - ・ 運搬及び利用期間中のメンテナンス費用は原則利用者負担
 - ・ 在庫限りの貸出し
 - ・ 利用料金は、無料（但し、ベッドは貸出し時に消毒料１万円が必要）

日常生活自立支援事業

【窓 口】 砺波市社会福祉協議会
(TEL 3 2 - 0 2 9 4)

- 【対 象 者】 ・ 高齢者、知的障がい者、精神障がい者等
・ 福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を、ひとりの判断で行うことに不安のある方。
- 【サービスの内容】 ①福祉サービスの利用援助（サービスを利用したり、やめる手続きなど）
②日常的な金銭管理（毎日の生活に必要なお金の出し入れなど）
③日常生活に必要な手続き（住民票の届出やクーリングオフ制度利用手続きなど）
④大切な書類等のお預かり
- 【利 用 料】 ・ 福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理サービス（①～③）
1回の訪問につき、1,700円
・ 書類等預かりサービス（④）月500円

ケアネット活動

【窓 口】 砺波市社会福祉協議会
(TEL 3 2 - 0 2 9 4)

ケアネット活動は、地域住民の皆さんの協力を得て実施している活動です。地域住民でチーム（3～5名程度）をつくり、見守りや話し相手、ゴミ出しなどの住民が出来る日常生活の簡単なお手伝いをします。

- 【対象者】 一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、心身に障がいのある方や、障がいのある方を支える家族、子育て中の家庭など地域にお住まいで支援が必要な方
- 【内 容】 ・見守り、声かけ、話し相手などの安否確認
・ゴミ出し、玄関先の除雪、電球の取替えなどの簡単な日常生活のお手伝い（内容については、地域住民の皆さんの出来る活動を話し合いながら支援します。）
- 【利用料】 無料

住宅改善費の助成
(在宅重度障害者住宅改善費補助金)

【窓口】社会福祉課
(介護保険適用の方は高齢介護課でも結構です)

1 補助対象となる改修工事

障害に適應するようまたは介護負担を軽減するよう改善するために必要な、居室・浴室・洗面所・便所・玄関・廊下・設備・構造等工事【医師・理学療法士・作業療法士・建築士・ケアマネージャー・福祉用具専門相談員等とよくご相談ください】

2 補助金交付の条件

○下記の要件を全て満たす必要があります

- (1)本市に住所（住民票）を有すること
- (2)障害の程度・区分等が次のいずれかに該当すること

手帳の種類	級別	障害区分
身体障害者手帳	1～2級	視覚障害
		肢体不自由
		内部障害を有するもののうち、車椅子（電動含む）の交付を受けているもの
療育手帳	A	(知的障がい者)

- (3)前年分所得税非課税世帯であること。または課税世帯であっても一定所得以下(※)の世帯であること
- (4)在宅重度障がい者が現に居住する住宅であること

3 補助金額（補助率及び上限額）

	非課税世帯	課税世帯 (一定所得以下※)
補助金額	全額 (上限90万円)	$\frac{2}{3}$ (上限90万円× $\frac{2}{3}$)

なお、介護保険または日常生活用具による住宅改修費(支給限度額20万円、対象工事の9割補助)の給付がある場合、その額を補助対象金額からさし引いた額となります。

4 手続のため準備するもの

○工事の見積書、工事の平面図（改善前・改善後）、改善前の写真（日付入り）

5 改修実施の流れ

内容	時期
社会福祉課事前相談 (補助対象有無・スケジュール確認)	設計着手前
現地打合せ (補助対象工事の検討・改善の必要性把握のため)	図面段階
補助金交付申請書など提出	工事着手2週間前まで
補助金交付決定書送付 → 工事着工	提出から1～2週間
完成 → 工事代金支払	
工事完了報告書など提出 → 現地確認	支払から10日以内
補助金確定通知書送付 → 補助金の振込	提出から約1か月

(※)「一定所得以下」については、ご本人またはご家族に限り社会福祉課窓口で確認できます。

**住みよい家づくり資金融資
制度**（バリアフリーリフォーム）

【窓 口】 富山県建築住宅課
(TEL 076-444-3355)

県内に自ら居住するための住宅のバリアフリーリフォームに対して、長期固定金利で融資します（融資条件あり）。

【融資条件】

融 資 額 500万円以内 償還期間 15年以内

※子育て世帯や県外からの定住世帯は、リフォームのほか、新築・購入に対しても融資及び利子補給を行っています。

【お申込み窓口】 県内各金融機関

手話通訳者等の派遣

【窓 口】 ①社会福祉課
富山県聴覚障害者協会
(FAX 076-441-7305)
(TEL 076-441-7331)
②富山県障害福祉課
(TEL 076-444-3213)

- ①聴覚障がい者の方等が、手話通訳または、要約筆記、又はその両方を必要とする場合に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
- ②また、視覚及び聴覚に重複して障がいのある盲ろう者の方に、必要となる支援を行う通訳・介助員を派遣しています。

身体障害者補助犬の育成

【窓 口】 富山県障害福祉課
(TEL 076-444-3213)
<盲導犬> 富山県視覚障害者協会
(TEL 076-425-6761)

視覚障がい、肢体不自由または聴覚障がいにより、日常生活に著しい障がいのある身体障がい者の自立と就労等社会活動への参加を促進するため、盲導犬・介助犬・聴導犬を育成し、貸与します。

なお、介助犬・聴導犬についてのお問合せ窓口は、富山県障害福祉課になります。



点字図書館

【窓 口】 富山県視覚障害者協会
(TEL 076-425-6761)
(FAX 076-425-9087)

点字刊行物及び録音物の貸出し等を行っています。

自動車運転免許取得費 の助成	【窓 口】社会福祉課
---------------------------	------------

身体障がい者が自動車の運転免許を取得するため費用の一部を助成します。
入校前に社会福祉課までご相談下さい。

【対 象 者】 身体障害者手帳保持者 ただし、所得制限があります。
(原則として、対象者一人につき1回に限る。)

【補助制限】 所得に応じ、要した費用の1／4から全額を助成します。
ただし10万円を限度とします。

【手続きに必要なもの】 身体障害者手帳、所得課税証明書等、印鑑、申請書

自動車改造費の助成	【窓 口】社会福祉課
------------------	------------

身体障がい者が就職等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操作・装置等を改造する必要がある場合、費用の一部を助成します。

改造する前に申請をお願いします。

【補助制限】 10万円（ただし、所得制限があります。）

【手続きに必要なもの】 身体障害者手帳、印鑑、自動車改造費の申請書、
改造に要する費用の見積書、該当自動車の車検証の
写し、身体障がい者の自動車運転免許証の写し

**富山県ゆずりあいパーキング
(障害者等用駐車場)利用証の
交付**

【窓 口】 社会福祉課
庄川支所市民福祉課
健康センター（妊産婦のみ）

車椅子使用者や障がいのある方など、歩行が困難な方が障害者等用駐車場を円滑に優先利用できるように、公共施設や商業施設に設置された駐車区画の優先利用の対象となる方を示す利用証を交付します。

【対 象 者】

障がいのある方、要介護者、難病患者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方で一定の要件を満たす方（詳細は富山県のホームページでも確認出来ます）

【申請に必要なもの】

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証、特定医療費（指定難病）受給者証・特定疾患医療受給者証・小児慢性特定疾患医療受給者証、母子健康手帳、診断書など

※ 代理人が申請される場合は、上記の書類に加えて代理人の方の本人確認書類（運転免許証等）



7. その他の福祉制度

選挙と投票

【窓 口】 砺波市選挙管理委員会
(TEL 3 3 - 1 2 0 9 [総務課内])

- (1) 点字投票 目が不自由な方が、点字による投票を希望される場合は、点字投票用の投票用紙や点字器が用意しており、「点字投票」をすることができます。
- (2) 代理投票 心身の故障その他の事由により、ご自身で投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない場合は、ご本人の意思に基づき、投票管理者が定める2名のうち、その一人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう一人が、指示どおりかどうか確認する方法で、「代理投票」をすることができます。
- (3) 郵便等による不在者投票
身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証を交付されている方で、その障害・傷病・要介護状態区分の程度が一定以上である場合は、事前にその旨を申請することにより、選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受け、郵便等により自宅で投票することができます。

就職援助制度

【窓 口】 砺波公共職業安定所（ハローワーク砺波）
(TEL 3 2 - 2 9 1 4)

- (1) 障害者トライアル雇用
継続雇用への移行を前提として、原則3か月間（精神障がいの方は原則6か月、最大12か月）、障がい者の方と企業の相互理解を深めながら働いてみる制度です。トライアル雇用の期間中は、賃金が支払われます。
- (2) 職 業 訓 練
障がい者の方が、職業訓練を受ける場合、訓練期間中の生活の安定を図ることを目的とした基本手当、技能習得手当等が支給される場合があります。

障がい者を雇用する 事業主に対する支援

※支援制度によって窓口が異なります。

障がい者の雇用を促進するために、以下の支援制度があります。

また、障がい者の法定雇用率は2.5%で、従業員数40人以上の事業主には障がい者の雇用が義務づけられています。

(1) - 1 障害者トライアル雇用 ◎ハローワーク砺波 TEL32-2914

継続雇用へつなげるため、ハローワークが紹介する障がい者を事業主が原則3か月（精神障がい者は原則6か月最大12か月）試行的に雇用した場合に、事業主に対し1人1か月当たり月額最大4万円（最長3か月。精神障がい者を雇用する場合は、最初の3か月は月額最大8万円、その後の3か月は月額最大4万円。助成金の給付は6か月間に限る。）を支給する制度です。

(1) - 2 障害者短時間トライアル雇用 ◎ハローワーク砺波 TEL32-2914

精神障がいや発達障がいのある方について、短時間（週10～20時間）の就業から始め、一定期間（3か月以上12か月以内）をかけて、週20時間以上の就業を目指す制度です。事業主に対し1人1か月当たり月額最大4万円が支給されます（最長12か月）。

(2) 委託訓練 ◎富山県技術専門学院またはハローワーク砺波 TEL32-2914

障がい者を短期間（標準1か月～3か月）の訓練として受け入れ、継続的な雇用を促進する制度です。事業主に対し、委託費が支給されます。

(3) 特定求職者雇用開発助成金 ◎ハローワーク砺波 TEL32-2914

ハローワークの紹介で障がい者を雇い入れた事業主に対して、賃金相当額の一部（30万円～240万円）を継続的に雇い入れた日から一定期間（1年～3年）に対して支給する制度です。障がいの種類、程度等により支給額や支給期間が変わります。

(4) ジョブコーチ（職場適応援助者） ◎富山障害者職業センター TEL076-413-5515

障がい者が職場に円滑に適応し、安定した職業生活が送れるようにするため、障がい者、事業主の双方に対して相談、助言等の支援を行うジョブコーチを事業所に無料で派遣します。

(5) 障害者就業・生活支援センター ◎最寄りのセンターへお問い合わせ下さい。

障がい者の就労や生活面をサポート、また職業的自立への支援、事業主への雇用管理に関する助言等を行います。県内にはセーナー苑（富山）、たかおか万葉福祉会（高岡）、新川むつみ園（新川）、湊明会障がい者サポートセンターきらり（砺波）TEL0763-33-1552の4箇所があります。

砺波市障害者雇用奨励金

【窓 口】 商工観光課

市内にある事業所に障がい者を雇用する事業主が国等の助成金を受給し、その後も継続して雇用されると見込まれるものについて、助成金を交付します。

【対象事業主】 前ページの（３）特定求職者雇用開発助成金などの国等の助成金の対象となった障がい者で、市内に住所を有するものを常雇用者として国の助成金支給期間満了後も引き続き１年間雇用し、以後も継続して雇用されると見込まれるもの。

【助成金の額】 交付対象障害者一人あたり６万円

**NASVA
自動車事故被害者
援護制度**

【窓 口】 独立行政法人自動車事故対策機構富山支所
富山市婦中町島本郷 1-5
富山県トラック会館 1 階
(TEL 076-421-1631)

自動車事故対策機構（NASVA）では、自動車事故被害者及びその家族に対して、下記の援護サービスを行っています。

【交通遺児等への育成資金（無利子）貸付】

自動車事故で保護者が亡くなられたり、重度の後遺障害を残すこととなったことで生活状況が困窮していると認められる家庭の中学卒業までのお子様を対象に、育成資金の無利子貸付を行っています。

（貸付金額） 一時金 15万5千円 毎月 1万円又は2万円
入学支度金 4万4千円 小・中学校入学時に（希望者のみ）

【重度後遺障害者への介護料の支給】

自動車事故により「脳」「脊髄」「胸腹部臓器」に重度の後遺障害を負われ、日常生活において常時または随時の介護が必要な方に介護料を支給しています。

認定された種別に応じて、36,500円～211,530円（月額）

◆NASVA交通事故被害者ホットライン

TEL 0570-000738（ナビダイヤル）

TEL 03-6853-8002（IP 電話）

受付時間 10:00～12:00、13:00～16:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

（育成資金貸付要件・介護料受給資格等のご案内、事故に関する相談窓口の紹介などを行っています。）

障害福祉サービス事業者一覧（砺波市・小矢部市・南砺市）

令和7年4月1日現在
砺波圏域障害者基幹相談支援センター作成

○基幹相談支援事業者（地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務を関係機関との連携を図りながら行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
砺波圏域障害者基幹相談支援センター	〒939-1386 砺波市幸町1-7 (富山県砺波総合庁舎内)	TEL 0763-33-6252	FAX 0763-33-6275	社会福祉法人 漢明会

○指定一般相談支援事業者（総合的な相談、入所施設等からの地域移行の支援、居宅で生活している障害者の対応等の相談支援を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
障がい者サポートセンターきらり	〒939-1386 砺波市幸町1-7 (富山県砺波総合庁舎内)	TEL 0763-33-1552	FAX 0763-55-6625	社会福祉法人 漢明会
地域活動支援センターとなみ野	〒939-1379 砺波市出町中央13-1	TEL 0763-23-6540	FAX 0763-23-6541	社会福祉法人 たびだちの会
地域活動支援センターひまわり	〒932-0836 小矢部市埴生1476	TEL 0766-67-7340	FAX 0766-67-7341	社会福祉法人 黎明の郷
わくわく小矢部相談支援事業所	〒932-0044 小矢部市新富町4-1	TEL 0766-67-5360	FAX 0766-67-5365	特定非営利活動法人 わくわく小矢部
相談支援センターあい	〒939-1531 南砺市院林82-1	TEL 0763-22-3535	FAX 0763-22-3350	社会福祉法人 マーシ園

○指定特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者
（総合的な相談、障害福祉サービス等の利用に関するサービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成などの相談支援を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体	者	児
障がい者サポートセンターきらり	〒939-1386 砺波市幸町1-7 (富山県砺波総合庁舎内)	TEL 0763-33-1552	FAX 0763-55-6625	社会福祉法人 漢明会	○	○
地域活動支援センターとなみ野	〒939-1379 砺波市出町中央13-1	TEL 0763-23-6540	FAX 0763-23-6541	社会福祉法人 たびだちの会	○	○
聚楽サンガ:休止中	〒939-1348 砺波市東中171	TEL 0763-32-1882	FAX 0763-32-1892	宗教法人 善福寺	○	○
地域生活支援センターすまいる	〒932-0833 小矢部市綾子5596	TEL 0766-68-3820	FAX 0766-68-3821	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	○	
地域活動支援センターひまわり	〒932-0836 小矢部市埴生1476	TEL 0766-67-7340	FAX 0766-67-7341	社会福祉法人 黎明の郷	○	○
わくわく小矢部相談支援事業所	〒932-0044 小矢部市新富町4-1	TEL 0766-67-5360	FAX 0766-67-5365	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	○	○
相談支援センターあい	〒939-1531 南砺市院林82-1	TEL 0763-22-3535	FAX 0763-22-3350	社会福祉法人 マーシ園	○	○
わらび学園	〒939-1561 南砺市福野87-8	TEL 0763-22-6055	FAX 0763-22-6011	社会福祉法人 わらび学園		○

○居宅介護・重度訪問介護（自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います）

☐:重度訪問介護

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体	【基】契約市		
ニチイケアセンター砺波 ☐	〒939-1363 砺波市太郎丸1丁目8-12	TEL 0763-34-7261	FAX 0763-34-7263	株式会社 ニチイ学館			
ニチイケアセンター石丸 ☐	〒939-1301 砺波市石丸401	TEL 0763-34-1020	FAX 0763-34-1021	株式会社 ニチイ学館			
ニチイケアセンター庄川 ☐	〒932-0315 砺波市庄川町示野121	TEL 0763-82-8588	FAX 0763-82-2042	株式会社 ニチイ学館			
砺波市ヘルパーステーション ☐	〒939-1398 砺波市栄町7-3	TEL 0763-33-1111	FAX 0763-33-7622	砺波市(高齢介護課)			
ものがたりホームヘルパーステーション ☐	〒939-1315 砺波市太田1382	TEL 0763-55-6200	FAX 0763-34-0103	医療法人社団 ナラティブホーム			
JAいなば福祉支援センター ☐	〒932-0102 小矢部市水島680	TEL 0766-61-3737	FAX 0766-61-2276	いなば農業協同組合			
小矢部市社協ホームヘルプセンター ☐	〒932-0821 小矢部市鷺島15	TEL 0766-67-8613	FAX 0766-67-4896	社会福祉法人 小矢部市社会福祉協議会			
南砺市井波ホームヘルプステーション ☐	〒932-0211 南砺市井波938	TEL 0763-82-0524	FAX 0763-82-7776	南砺市(地域包括ケア課)			
マーシ園ヘルパーステーション ☐	〒939-1507 南砺市二日町1331-45	TEL 0763-55-6702	FAX 0763-55-6362	社会福祉法人 マーシ園			
旅川ホームヘルプサービス事業所 ☐	〒939-1531 南砺市院林92-1	TEL 0763-22-6548	FAX 0763-22-7569	社会福祉法人 福寿会			
ニチイケアセンター南砺 ☐	〒939-1624 南砺市八幡13-1	TEL 0763-52-8086	FAX 0763-52-1716	株式会社 ニチイ学館			
ニチイケアセンター福野 ☐	〒939-1576 南砺市やかた105 FCCビル1F	TEL 0763-22-8003	FAX 0763-22-3305	株式会社 ニチイ学館			
ふく満ホームヘルプサービス事業所 ☐	〒939-1662 南砺市福光1045	TEL 0763-53-0055	FAX 0763-53-1131	社会福祉法人 福寿会			
JA福光ふれあいセンター	〒939-1662 南砺市福光1192	TEL 0763-52-2621	FAX 0763-52-8760	福光農業協同組合			
となみケアサービス ☐	〒939-1844 南砺市野口191-1	TEL 0763-62-3777	FAX 0763-62-3774	(株)キャリアマッチングシステム富山			
【基】南砺市五箇山ホームヘルプステーション ☐	〒939-2511 南砺市利賀村百瀬川313	TEL 0763-68-2316	FAX 0763-68-2866	社会福祉法人 南砺市社会福祉協議会	×	×	南

○同行援護（重度の視覚障害者の人が外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の支援、排せつ、食事の介護等を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
ニチケアセンター砺波	〒939-1363 砺波市太郎丸1丁目8-12	TEL 0763-34-7261	FAX 0763-34-7263	株式会社 ニチイ学館
マーシ園ヘルパーステーション	〒939-1507 南砺市二日町1331-45	TEL 0763-55-6702	FAX 0763-55-6362	社会福祉法人 マーシ園
ふく満ホームヘルプサービス事業所	〒939-1662 南砺市福光1045	TEL 0763-53-0055	FAX 0763-53-1131	社会福祉法人 福寿会

○行動援護（自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体	【基】契約市		
【基】南砺市五箇山ホームヘルプステーション	〒939-2511 南砺市利賀村百瀬川313	TEL 0763-68-2316	FAX 0763-68-2866	社会福祉法人 南砺市社会福祉協議会	×	×	南

○障害児等療育支援事業（障害児等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図ります）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
障がい者サポートセンターきらり	〒939-1386 砺波市幸町1-7 (富山県砺波総合庁舎内)	TEL 0763-33-1552	FAX 0763-55-6625	社会福祉法人 漢明会

○児童発達支援（障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体	【基】契約市		
オンライン砺波A(旧オンライン2. O)	〒939-1363 砺波市太郎丸三丁目98-1 太郎丸スクエアC号室	TEL 0763-55-6490	FAX 0763-55-6472	株式会社 マルチビジョン			
つくしの家となみ	〒932-0314 砺波市庄川町青島645	TEL 0763-23-4265	FAX 0763-23-4267	株式会社 つくし工房			
【基】デイサービスしょうずんだ	〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1	TEL 0763-82-7667	FAX 0763-82-7668	NPO法人 まま	×	小	南
【基】砺波地域福祉事業所 大空と大地のぼびー村	〒939-1406 砺波市宮森461	TEL 0763-37-2280	FAX 0763-37-2281	労働者協同組合労協センター事業団	砺	×	×
AIJYU松沢	〒932-0821 小矢部市鷺島173-1	TEL 0766-68-0182	FAX 0766-68-2173	株式会社 ドリーム愛寿			
【基】デイサービスわくわく小矢部	〒932-0044 小矢部市新富町4-1	TEL 0766-67-5360	FAX 0766-67-5365	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	×	小	南
わらび学園	〒939-1561 南砺市福野87-8	TEL 0763-22-6055	FAX 0763-22-6011	社会福祉法人 わらび学園			
ステップ・バイ・ステップ福光店	〒939-1732 南砺市荒木1333-1	TEL 0763-58-5789	FAX 0763-58-5779	株式会社 サード・ブレイス			

○放課後等デイサービス（就学している障害児に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体	【基】契約市		
放課後等デイサービス事業所 きっずるーむクローバー	〒939-1312 砺波市東開発247-4	TEL 0763-58-5540	FAX 0763-58-5540	社会福祉法人 漢明会			
ここいろ	〒939-1355 砺波市杉木4丁目75 74ビル2号室	TEL 0763-58-5365	FAX 0763-58-5366	合同会社 燈			
つくしの家となみ	〒932-0314 砺波市庄川町青島645	TEL 0763-23-4265	FAX 0763-23-4267	株式会社 つくし工房			
オンライン砺波A(旧オンライン2. O)	〒939-1363 砺波市太郎丸三丁目98-1 太郎丸スクエアC号室	TEL 0763-55-6490	FAX 0763-55-6472	株式会社 マルチビジョン			
オンライン砺波B	〒939-1363 砺波市太郎丸三丁目98-1 太郎丸スクエアD号室	TEL 0763-55-6470	FAX 0763-55-6472	株式会社 マルチビジョン			
オンライン砺波C(旧オンライン砺波)	〒939-1364 砺波市豊町一丁目8-10 ファミリーレストラン1-1	TEL 0763-23-5011	FAX 0763-23-5012	株式会社 マルチビジョン			
【共】ゆたか町の家	〒939-1364 砺波市豊町二丁目13-6	TEL 0763-33-1470	FAX 0763-33-1470	エスエイチ株式会社			
【共】一期縁(旧 東石丸の家)	〒939-1302 砺波市東石丸30-31	TEL 0763-55-6431	FAX 0763-55-6432	ソーシャルサポートYM株式会社			
【基】やなせ苑デイサービスセンター	〒939-1313 砺波市柳瀬3	TEL 0763-32-3050	FAX 0763-32-6543	社会福祉法人 砺波福祉会	砺	×	×
【基】砺波市庄東デイサービスセンター	〒939-1438 砺波市安川297	TEL 0763-37-2161	FAX 0763-37-1526	社会福祉法人 砺波福祉会	砺	×	×
【基】砺波市南部デイサービスセンター	〒939-1333 砺波市苗加824-1	TEL 0763-32-7295	FAX 0763-32-7296	社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会	砺	×	南
【基】砺波市北部デイサービスセンター	〒939-1345 砺波市林1202	TEL 0763-33-3082	FAX 0763-33-3182	社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会	砺	×	×
【基】(宗)善福寺デイサービス聚楽	〒939-1348 砺波市東中171	TEL 0763-32-1882	FAX 0763-32-1892	宗教法人 善福寺	砺	小	×
【基】砺波地域福祉事業所 大空と大地のぼびー村	〒939-1406 砺波市宮森461	TEL 0763-37-2280	FAX 0763-37-2281	労働者協同組合労協センター事業団	砺	×	×
【基】デイサービスしょうずんだ	〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1	TEL 0763-82-7667	FAX 0763-82-7668	NPO法人 まま	砺	小	南
【基】デイサービスいろり	〒939-1327 砺波市五郎丸333	TEL 0763-32-2369	FAX 0763-32-2369	株式会社 いろり	砺	×	南
放課後等デイサービス事業所 きっずるーむここみ	〒932-0053 小矢部市石動町18-11	TEL 0766-50-8137	FAX 0766-50-8131	社会福祉法人 漢明会			
AIJYU松沢	〒932-0821 小矢部市鷺島173-1	TEL 0766-68-0182	FAX 0766-68-2173	株式会社 ドリーム愛寿			
【基】デイサービスわくわく小矢部	〒932-0044 小矢部市新富町4-1	TEL 0766-67-5360	FAX 0766-67-5365	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	砺	小	南
ステップ・バイ・ステップ	〒939-1724 南砺市梅野東野島2077-1	TEL 0763-55-6708	FAX 0763-55-6606	株式会社 サード・ブレイス			
ステップ・バイ・ステップ福光店	〒939-1732 南砺市荒木1333-1	TEL 0763-58-5789	FAX 0763-58-5779	株式会社 サード・ブレイス			
ステップ・バイ・ステップ東太美店	〒939-1756 南砺市土生新256	TEL 0763-58-5560	FAX 0763-58-5561	株式会社 サード・ブレイス			
ここいろなと	〒939-1568 南砺市福野87-10	TEL 0763-77-3922	FAX 0763-58-5365	合同会社 燈			
【基】マーシ園木の香	〒932-0242 南砺市谷142	TEL 0763-82-6000	FAX 0763-82-6029	社会福祉法人 マーシ園	砺	×	南

○保育所等訪問支援（保育所等を利用している障害のある児童が、保育所等における集団生活へ適応するために専門的な支援を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
わらび学園	〒939-1561 南砺市福野87-8	TEL 0763-22-6055	FAX 0763-22-6011	社会福祉法人 わらび学園

○福祉型障害児入所施設（障害のある児童を入所させて保護し、日常生活の指導や自立に必要な知能、技能習得の支援を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
富山県立砺波学園	〒939-1436 砺波市福山1164	TEL 0763-37-0157	FAX 0763-37-1522	富 山 県

○短期入所（自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
富山県立砺波学園	〒939-1436 砺波市福山1164	TEL 0763-37-0157	FAX 0763-37-1522	富 山 県
【共】ゆたか町の家	〒939-1364 砺波市豊町二丁目13-6	TEL 0763-33-1470	FAX 0763-33-1470	エスエイチ株式会社
CH-5グループホームCHance	〒939-1337 砺波市神島101-2	TEL 0763-33-6880	FAX 0763-33-6881	株式会社 CH-5
障害者支援施設 溪明園からまつ、溪明園あすなろ	〒932-0065 小矢部市論田8	TEL 0766-68-0363	FAX 0766-68-1643	社会福祉法人 溪明会
日中サービス支援型ホームこごみ	〒932-0053 小矢部市石動町18-11	TEL 0766-50-8136	FAX 0766-50-8131	社会福祉法人 溪明会
ショートステイラルゴ	〒932-0044 小矢部市新富町4-1	TEL 0766-30-5523	FAX 0766-30-8018	医療法人社団 松風会
マーン園木の香	〒932-0242 南砺市谷142	TEL 0763-82-6000	FAX 0763-82-6029	社会福祉法人 マーン園
障害者支援施設 花椿あおぞら、花椿きらめき	〒939-1874 南砺市蛇喰1302	TEL 0763-64-8880	FAX 0763-64-8881	社会福祉法人 溪明会
CH-5ホームCHance福野	〒939-1521 南砺市苗島4866-1	TEL 0763-55-6762	FAX 0763-55-6763	株式会社 CH-5

○療養介護（医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
独立行政法人国立病院機構北陸病院	〒939-1893 南砺市信末5963	TEL 0763-62-1340	FAX 0763-62-3460	独立行政法人 国立病院機構 北陸病院

○生活介護（常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体	【基】契約市		
障害福祉サービス事業 砺波事業所 サポートぶらす	〒939-1308 砺波市三郎丸184-1	TEL 0763-32-1717	FAX 0763-32-1717	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野			
つくしの家となみ	〒932-0314 砺波市庄川町青島645	TEL 0763-23-4265	FAX 0763-23-4267	株式会社 つくし工房			
【共】ゆたか町の家	〒939-1364 砺波市豊町二丁目13-6	TEL 0763-33-1470	FAX 0763-33-1470	エスエイチ株式会社			
【基】やなげ苑デイサービスセンター	〒939-1313 砺波市柳瀬3	TEL 0763-32-3050	FAX 0763-32-6543	社会福祉法人 砺波福祉会	砺	×	×
【基】砺波市庄東デイサービスセンター	〒939-1438 砺波市安川297	TEL 0763-37-2161	FAX 0763-37-1526	社会福祉法人 砺波福祉会	砺	×	×
【基】ケアポート庄川デイサービスセンター	〒932-0305 砺波市庄川町金屋字岩黒38-1	TEL 0763-82-6871	FAX 0763-82-6862	社会福祉法人 庄川福祉会	砺	×	×
【基】砺波市南部デイサービスセンター	〒939-1333 砺波市苗加824-1	TEL 0763-32-7295	FAX 0763-32-7296	社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会	砺	×	南
【基】砺波市北部デイサービスセンター	〒939-1345 砺波市林1202	TEL 0763-33-3082	FAX 0763-33-3182	社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会	砺	×	×
【基】(宗)善福寺デイサービス聚楽	〒939-1348 砺波市東中171	TEL 0763-32-1882	FAX 0763-32-1892	宗教法人 善福寺	砺	小	×
【基】砺波地域福祉事業所 大空と大地のぼびー村	〒939-1406 砺波市宮森461	TEL 0763-37-2280	FAX 0763-37-2281	労働者協同組合労働センター事業団	砺	×	×
【基】デイサービスしょうずんだ	〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1	TEL 0763-82-7667	FAX 0763-82-7668	NPO法人 まま	砺	小	南
【基】デイサービスいろり	〒939-1327 砺波市五郎丸333	TEL 0763-32-2369	FAX 0763-32-2369	株式会社 いろり	砺	×	南
【基】デイサービスのぞみりハビリテーションアカデミー	〒939-1352 砺波市宮丸183-1	TEL 0763-58-5826	FAX 0763-58-5827	健生株式会社	砺	×	×
障害者支援施設 溪明園からまつ、溪明園あすなろ	〒932-0065 小矢部市論田8	TEL 0766-68-0363	FAX 0766-68-1643	社会福祉法人 溪明会			
多機能型事業所 溪明園めるへん	〒932-0053 小矢部市石動町18-9	TEL 0766-67-6521	FAX 0766-67-6523	社会福祉法人 溪明会			
【共】共生型デイサービスびーすあげぼの	〒932-0833 小矢部市綾子5596	TEL 0766-30-5858	FAX 0766-30-5106	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野			
【基】デイサービスわくわく小矢部	〒932-0044 小矢部市新富町4-1	TEL 0766-67-5360	FAX 0766-67-5365	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	砺	小	南
【基】リハビリ・デイサービスおやべ	〒932-0814 小矢部市赤倉207	TEL 0766-67-2001	FAX 0766-30-2520	ライフ・クリエイティブ株式会社	砺	小	×
【基】富山型デイサービス城山	〒932-0047 小矢部市城山町9-32	TEL 0766-53-5876	FAX 0766-53-5877	株式会社 アトマ	×	小	×
マーン園木の香	〒932-0242 南砺市谷142	TEL 0763-82-6000	FAX 0763-82-6029	社会福祉法人 マーン園			
マーン園八乙女	〒932-0242 南砺市谷142	TEL 0763-82-0490	FAX 0763-82-3251	社会福祉法人 マーン園			
障害者支援施設 花椿あおぞら、花椿きらめき	〒939-1874 南砺市蛇喰1302	TEL 0763-64-8880	FAX 0763-64-8881	社会福祉法人 溪明会			
多機能型事業所 花椿かがやき	〒939-1533 南砺市八塚580-1	TEL 0763-22-2252	FAX 0763-22-2205	社会福祉法人 溪明会			

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体	【基】契約市		
【基】デイサービスセンターいなみ	〒932-0211 南砺市井波1310-1	TEL 0763-82-7030	FAX 0763-82-7043	社会福祉法人 福寿会	×	×	南
【基】やすらぎ荘デイサービスセンター	〒939-1744 南砺市天池1570	TEL 0763-52-7206	FAX 0763-52-7207	社会福祉法人 福寿会	×	×	南
【基】デイサービス母笑夢	〒939-1622 南砺市遊部川原53	TEL 0763-52-7555	FAX 0763-52-7550	NPO法人 母笑夢	×	×	南
【基】南砺市利賀デイサービスセンター	〒939-2511 南砺市利賀村百瀬川313	TEL 0763-68-2316	FAX 0763-68-2866	社会福祉法人 南砺市社会福祉協議会	×	×	南
【基】南砺市上平デイサービスセンター	〒939-1968 南砺市上平細島1112	TEL 0763-67-3003	FAX 0763-67-3002	社会福祉法人 南砺市社会福祉協議会	×	×	南
【基】ケアタウン福野	〒939-1552 南砺市柴田屋396-11	TEL 0763-58-5632	FAX 0763-58-5362	株式会社 ハートフル	×	×	南
【基】ふく満デイサービスセンター	〒939-1662 南砺市福光1045	TEL 0763-53-0055	FAX 0763-53-1131	社会福祉法人 福寿会	×	×	南

○施設入所支援（施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
障害者支援施設 溪明園からまつ、溪明園あすなろ	〒932-0065 小矢部市論田8	TEL 0766-68-0363	FAX 0766-68-1643	社会福祉法人 溪明会
マーン園木の香	〒932-0242 南砺市谷142	TEL 0763-82-6000	FAX 0763-82-6029	社会福祉法人 マーン園
マーン園八乙女	〒932-0242 南砺市谷142	TEL 0763-82-0490	FAX 0763-82-3251	社会福祉法人 マーン園
障害者支援施設 花椿あおぞら、花椿きらめき	〒939-1874 南砺市蛇喰1302	TEL 0763-64-8880	FAX 0763-64-8881	社会福祉法人 溪明会

○宿泊型自立訓練施設（居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談等必要な支援を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
あすみるーAsmile-：休止中	〒939-1315 砺波市太田567-2	TEL 0763-34-5677	FAX 0763-33-1340	医療法人社団 緑心会

○共同生活援助(グループホーム)（夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います）

事業所名・施設名	所在地	運営主体連絡先	運営主体	介護 包括型	外部 利用型	日中 支援型
共同生活援助事業所 ホーム十年明	砺波市十年明	〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-68-3822	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	○		
ホーム庄川、ホーム庄川第2	砺波市庄川町示野	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2252	社会福祉法人 溪明会	○		
たびだちの会グループホーム ゆうゆう荘	砺波市中央町	〒939-1375 砺波市中央町10-5 TEL 0763-33-5044 FAX 0763-33-5444	社会福祉法人 たびだちの会	○		
かたかご苑グループホーム ホーム東保	砺波市東保	〒939-1254 富岡市港新15 TEL 0766-36-1636 FAX 0766-36-1637	社会福祉法人 たかおか万葉福祉会	○		
CH-5グループホームCHance	砺波市神島	〒939-1337 砺波市神島101-2 TEL 0763-33-6880 FAX 0763-33-6881	株式会社 CH-5	○		
共同生活援助事業所 ホームあけぼの	小矢部市綾子	〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-73-2031	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	○		
共同生活援助事業所 共生型グループホーム らぶあけぼの	小矢部市綾子	〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-73-2031	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	○		
グループホームびーすあけぼの	小矢部市綾子	〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-73-2031	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	○		
ホームやつわ	小矢部市八和町	〒932-0053 小矢部市石動町18-9 TEL 0766-67-6521 FAX 0766-67-6523	社会福祉法人 溪明会	○		
ホームあやこ	小矢部市綾子	〒932-0053 小矢部市石動町18-9 TEL 0766-67-6521 FAX 0766-67-6523	社会福祉法人 溪明会	○		
ホームいするぎ	小矢部市石動町	〒932-0053 小矢部市石動町18-9 TEL 0766-67-6521 FAX 0766-67-6523	社会福祉法人 溪明会	○		
日中サービス支援型ホームこごみ	小矢部市石動町	〒932-0053 小矢部市石動町18-11 TEL 0766-50-8136 FAX 0766-50-8131	社会福祉法人 溪明会			○
グリーン・フォンターナー	小矢部市新富町	〒932-8525 小矢部市畠中町4-18 TEL 0766-67-0025 FAX 0766-67-6414	医療法人社団 松風会		○	
まつかぜ	小矢部市新富町	〒932-8525 小矢部市畠中町4-18 TEL 0766-67-0025 FAX 0766-67-6414	医療法人社団 松風会		○	
アダージョ	小矢部市新富町	〒932-8525 小矢部市畠中町4-18 TEL 0766-67-0025 FAX 0766-67-6414	医療法人社団 松風会		○	
啓愛会 なでしこハウス	小矢部市臼谷	〒932-8511 小矢部市島321 TEL 0766-67-2002 FAX 0766-67-2288	医療法人社団 啓愛会		○	
啓愛会 藤村荘	小矢部市島	〒932-8511 小矢部市島321 TEL 0766-67-2002 FAX 0766-67-2288	医療法人社団 啓愛会		○	
啓愛会 チューリップ	小矢部市島	〒932-8511 小矢部市島321 TEL 0766-67-2002 FAX 0766-67-2288	医療法人社団 啓愛会		○	
啓愛会 花菖蒲の家	小矢部市福上	〒932-8511 小矢部市島321 TEL 0766-67-2002 FAX 0766-67-2288	医療法人社団 啓愛会		○	
ホーム風の谷	南砺市谷	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-0490 FAX 0763-82-3251	社会福祉法人 マーン園	○		
ホームふくの実	南砺市福野	〒932-0242 南砺市谷142 TEL 0763-82-0490 FAX 0763-82-3251	社会福祉法人 マーン園	○		
ホーム柴田屋	南砺市柴田屋	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2252	社会福祉法人 溪明会	○		
ホーム柴田屋みなみ	南砺市柴田屋	〒939-1533 南砺市八塚580-1 TEL 0763-22-2252 FAX 0763-22-2252	社会福祉法人 溪明会	○		
共同生活援助事業所 ホームたてのがはら	南砺市立野原東	〒932-0833 小矢部市綾子5598 TEL 0766-68-3822 FAX 0766-68-3822	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	○		
CH-5ホームCHance福野	南砺市苗島	〒939-1337 砺波市神島101-2 TEL 0763-33-6880 FAX 0763-33-6881	株式会社 CH-5	○		

○就労移行支援（一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います）

事業所名・施設名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
障害福祉サービス事業所 ワークハウスとなみ野	〒939-1375 砺波市中央町10-5	TEL 0763-33-5044	FAX 0763-33-5444	社会福祉法人 たびだちの会

○就労継続支援（A型）（一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います※雇用型）

事業所名・施設名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
ジュビター	〒939-1383 砺波市高道4-5	TEL 0763-55-6168	FAX 0763-55-6169	株式会社 ORION
新の葉	〒939-1383 砺波市高道92	TEL 0763-58-5655	FAX 0763-58-5675	株式会社 EACH ONE
ワンダーランド砺波	〒939-1386 砺波市幸町5-25	TEL 0763-55-6210	FAX 0763-55-6215	株式会社 ダイエードリームライツ
オアシス砺波	〒939-1302 砺波市東石丸372-13	TEL 0763-58-5211	FAX 0763-58-5216	株式会社 OASIS
CH-5ワークCHallenge砺波	〒939-1368 砺波市本町13-27 アラックスビル砺波2階	TEL 0763-58-5828	FAX 0763-58-5829	株式会社 CH-5
self-A・151A福光	〒939-1702 南砺市吉江中661 アラックスビル福光Ⅲ	TEL 0763-77-3773	FAX 0763-77-1177	株式会社 151A

○就労継続支援（B型）（一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います※非雇用型）

事業所名・施設名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
障害福祉サービス事業 砺波事業所 福祉作業所庄川	〒932-0314 砺波市庄川町青島401	TEL 0763-82-5506	FAX 0763-82-5506	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野
障害福祉サービス事業 砺波事業所 福祉作業所油田	〒939-1352 砺波市宮丸466-4	TEL 0763-33-6895	FAX 0763-33-6895	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野
障害福祉サービス事業所 ワークハウスとなみ野	〒939-1375 砺波市中央町10-5	TEL 0763-33-5044	FAX 0763-33-5444	社会福祉法人 たびだちの会
リハスワーク砺波	〒939-1344 砺波市中神1-174 105-2区画 （イオンモールとなみ店1階）	TEL 0763-23-4911	FAX 0763-23-4912	株式会社 リハス
オアシス砺波	〒939-1302 砺波市東石丸372-13	TEL 0763-58-5211	FAX 0763-58-5216	株式会社 OASIS
障害福祉サービス事業 小矢部事業所 福祉作業所あけぼの第一	〒932-0821 小矢部市鷺島66	TEL 0766-68-2960	FAX 0766-68-2960	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野
障害福祉サービス事業 小矢部事業所 福祉作業所あけぼの第二	〒932-0053 小矢部市石動町9-30	TEL 0766-67-5145	FAX 0766-30-8116	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野
多機能型事業所 漢明園めるへん	〒932-0053 小矢部市石動町18-9	TEL 0766-67-6521	FAX 0766-67-6523	社会福祉法人 漢明会
障害福祉サービス事業所 トライエ房	〒932-0836 小矢部市埴生1476	TEL 0766-67-5225	FAX 0766-67-5226	社会福祉法人 黎明の郷
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所メイプル福野	〒939-1507 南砺市二日町1331-34	TEL 0763-22-6870	FAX 0763-22-6870	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所フレンドハウス福光	〒939-1741 南砺市高宮1	TEL 0763-52-6043	FAX 0763-52-6043	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所エルハート城端	〒939-1811 南砺市理休246-1	TEL 0763-62-3346	FAX 0763-62-3347	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野
マーン園ハ乙女	〒932-0242 南砺市谷142	TEL 0763-82-0490	FAX 0763-82-3251	社会福祉法人 マーン園
なんと共同作業所	〒939-1507 南砺市二日町1331-45	TEL 0763-55-6360	FAX 0763-55-6362	社会福祉法人 マーン園
多機能型事業所 花椿かがやき	〒939-1533 南砺市八塚580-1	TEL 0763-22-2252	FAX 0763-22-2205	社会福祉法人 漢明会
みんなの台所・城端	〒939-1842 南砺市野田1147	TEL 0763-58-5618	FAX 0763-58-5619	一般社団法人 さざんくろす

○障害者就業・生活支援センター（求職相談、職場定着相談、生活相談、職場の環境改善などの相談を受けます）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
砺波障害者就業・生活支援センター （障がい者サポートセンターきらり内）	〒939-1386 砺波市幸町1-7 （富山県砺波総合庁舎内）	TEL 0763-33-1552	FAX 0763-55-6625	社会福祉法人 漢明会

○自立訓練（生活訓練）（自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います）

事業所名・施設名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体	【基】契約市		
あすみるーAsmileー：休止中	〒939-1315 砺波市太田567-2	TEL 0763-34-5677	FAX 0763-33-1340	医療法人社団 緑心会			
【基】デイサービスしょうずんだ	〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1	TEL 0763-82-7667	FAX 0763-82-7668	NPO法人 まま	砺	小	南
【基】デイサービス のぞみリハビリテーションアカデミー	〒939-1352 砺波市宮丸183-1	TEL 0763-58-5826	FAX 0763-58-5827	健生株式会社	砺	×	×

○自立訓練（機能訓練）（自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います）

事業所名・施設名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体	【基】契約市		
【基】デイサービス のぞみリハビリテーションアカデミー	〒939-1352 砺波市宮丸183-1	TEL 0763-58-5826	FAX 0763-58-5827	健生株式会社	砺	×	×

○移動支援（屋外での移動が困難な方に対して、外出の際に円滑な移動を支援します）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体	契約市		
ニチイケアセンター砺波	〒939-1363 砺波市太郎丸1丁目8-12	TEL 0763-34-7261	FAX 0763-34-7263	株式会社 ニチイ学館	砺	×	×
ニチイケアセンター石丸	〒939-1301 砺波市石丸401	TEL 0763-34-1020	FAX 0763-34-1021	株式会社 ニチイ学館	砺	×	×
小矢部市社協ホームヘルプセンター	〒932-0821 小矢部市鷺島15	TEL 0766-67-8613	FAX 0766-67-4896	社会福祉法人 小矢部市社会福祉協議会	×	小	×
マーシ園ヘルパーステーション	〒939-1507 南砺市二日町1331-45	TEL 0763-55-6702	FAX 0763-55-6362	社会福祉法人 マーシ園	砺	小	南
ふく満ホームヘルプサービス事業所	〒939-1662 南砺市福光1045	TEL 0763-53-0055	FAX 0763-53-1131	社会福祉法人 福寿会	×	×	南

○日中一時支援
(家庭で介護している方の事情によって、日中、一時的に支援が必要な障害者等を日帰りで預かり、食事や排せつ等の介護、見守りを行います)

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体	契約市		
富山県立砺波学園	〒939-1436 砺波市福山1164	TEL 0763-37-0157	FAX 0763-37-1522	富山県	砺	小	南
障害福祉サービス事業 砺波事業所 福祉作業所庄川	〒932-0314 砺波市庄川町青島401	TEL 0763-82-5506	FAX 0763-82-5506	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	砺	×	南
障害福祉サービス事業 砺波事業所 福祉作業所油田	〒939-1352 砺波市宮丸466-4	TEL 0763-33-6895	FAX 0763-33-6895	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	砺	×	×
障害福祉サービス事業 砺波事業所 サポートぶらす	〒939-1308 砺波市三郎丸184-1	TEL 0763-32-1717	FAX 0763-32-1717	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	砺	×	南
砺波地域福祉事業所 大空と大地のほびー村	〒939-1406 砺波市宮森461	TEL 0763-37-2280	FAX 0763-37-2281	労働者協同組合労協センター事業団	砺	×	×
デイサービスしょうずんだ	〒932-0305 砺波市庄川町金屋2833-1	TEL 0763-82-7667	FAX 0763-82-7668	NPO法人 まま	砺	×	×
デイサービスいろり	〒939-1327 砺波市五郎丸333	TEL 0763-32-2369	FAX 0763-32-2369	株式会社 いろり	砺	×	南
障害福祉サービス事業 小矢部事業所 福祉作業所あけぼの第二	〒932-0053 小矢部市石動町9-30	TEL 0766-67-5145	FAX 0766-30-8116	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	砺	小	×
障害福祉サービス事業 小矢部事業所 福祉作業所あけぼの第一	〒932-0821 小矢部市鷺島66	TEL 0766-68-2960	FAX 0766-68-2960	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	×	小	×
共生型デイサービス びーすあけぼの	〒932-0833 小矢部市綾子5596	TEL 0766-30-5858	FAX 0766-30-5106	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	砺	小	南
障害者支援施設 溪明園からまつ、溪明園あすなろ	〒932-0065 小矢部市論田8	TEL 0766-68-0363	FAX 0766-68-1643	社会福祉法人 溪明会	砺	小	南
多機能型事業所 溪明園めるへん	〒932-0053 小矢部市石動町18-9	TEL 0766-67-6521	FAX 0766-67-6523	社会福祉法人 溪明会	×	小	×
デイサービスわくわく小矢部	〒932-0044 小矢部市新富町4-1	TEL 0766-67-5360	FAX 0766-67-5365	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	×	小	南
富山型デイサービス城山	〒932-0047 小矢部市城山町9-32	TEL 0766-53-5876	FAX 0766-53-5877	株式会社 アトマ	×	小	×
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所メイプル福野	〒939-1507 南砺市二日町1331-34	TEL 0763-22-6870	FAX 0763-22-6870	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	砺	小	南
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所フレンドハウス福光	〒939-1741 南砺市高宮1	TEL 0763-52-6043	FAX 0763-52-6043	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	×	×	南
障害福祉サービス事業 南砺事業所 福祉作業所エルハート城端	〒939-1811 南砺市理休246-1	TEL 0763-62-3346	FAX 0763-62-3347	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野	×	×	南
障害者支援施設 花椿あおぞら、花椿きらめき	〒939-1874 南砺市蛇喰1302	TEL 0763-64-8880	FAX 0763-64-8881	社会福祉法人 溪明会	砺	小	南
多機能型事業所 花椿かがやき	〒939-1533 南砺市八塚580-1	TEL 0763-22-2252	FAX 0763-22-2205	社会福祉法人 溪明会	砺	小	南
わらび学園	〒939-1561 南砺市福野87-8	TEL 0763-22-6055	FAX 0763-22-6011	社会福祉法人 わらび学園	砺	×	南
デイサービス母笑夢	〒939-1622 南砺市遊部川原53	TEL 0763-52-7555	FAX 0763-52-7550	NPO法人 母笑夢	×	×	南
ステップ・バイ・ステップ	〒939-1724 南砺市梅野東野島2077-1	TEL 0763-55-6708	FAX 0763-55-6606	株式会社 サード・ブレイス	×	小	南
ステップ・バイ・ステップ福光店	〒939-1732 南砺市荒木1333-1	TEL 0763-58-5789	FAX 0763-58-5779	株式会社 サード・ブレイス	×	小	南

○地域活動支援センター（創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います）

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
地域活動支援センターとなみ野	〒939-1379 砺波市出町中央13-1	TEL 0763-23-6540	FAX 0763-23-6541	社会福祉法人 たびだちの会
地域活動支援センターひまわり	〒932-0836 小矢部市埴生1476	TEL 0766-67-7340	FAX 0766-67-7341	社会福祉法人 黎明の郷
地域活動支援センターピアサポートあい	〒939-1531 南砺市院林82-1	TEL 0763-22-2061	FAX 0763-22-3350	社会福祉法人 マーシ園

○認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
(認知症の特性に配慮した入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談・助言や日常生活上の世話、機能訓練を行います)

事業所名	事業所所在地	事業所連絡先		運営主体
地域密着型サービス事業所 共生型グループホーム らぶあけぼの	〒932-0833 小矢部市綾子5599	TEL 0766-68-3826	FAX 0766-68-3827	社会福祉法人 手をつなぐとなみ野

- ※ 【基】は基準該当事業所＝介護保険の指定事業所などで、市が障害福祉サービス事業所の基準の一部を満たすと認める事業所
- ※ 【共】は共生型事業所＝介護保険の指定事業所で、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の県の指定基準の特例を満たす事業所
- ※ 各市との契約があるため住所地によっては他市のサービスが受けられない場合があります。
- ※ 砺波・小矢部・南砺市の事業所を掲載してあります。 詳細は各市にお問い合わせください。

障害のある方に対する自動車税（環境性能割・種別割）の減免について

県では、身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者の方（以下、「身体障害者等」といいます。）が社会生活を円滑に営むことができるよう、一定の要件に該当する場合申請により自動車税（環境性能割・種別割）の減免をおこなっています。なお、申請前に総合県税事務所自動車税センターにご相談ください。

・減免額

環境性能割減免額 取得価格 300 万円×税率が減免上限額となります。

- ・低公害車の場合、減免上限額は軽減税率で算出します。
- ・障害のある方が利用するための改造費用については特例計算します。
- ・自動車税環境性能割の減免を受けられる場合は、必ず運輸支局での登録前に申請の審査を受けてください。

種別割減免額 年税額にして 43,500 円が減免上限額となります。

令和元年 9 月 30 日以前に新車新規登録した自家用自動車については、45,000 円を上限額とします。
また、令和元年 9 月 30 日以前に新車新規登録を受けた総排気量 2,000cc 以下の自家用乗用車については、年税額が 45,000 円を超える場合も、年税額が上限額となります。

(1) 新たに取得する自動車で申請する場合

43,500 円×申請日の翌月から 3 月末までの月数÷12 が減免上限額となります。

※当年度に自動車税種別割（軽自動車税種別割含む）の減免を受けた自動車をお持ちの場合は、その自動車の抹消登録証明書を添付して申請してください。

(2) 現在所有する自動車で申請する場合

ア. 年度当初から減免要件に該当している場合

(ア) 納期限までの申請

43,500 円が減免上限額となります。

(イ) それ以降に申請

43,500 円×申請日の翌月から 3 月末までの月数÷12 が減免上限額となります。

イ. 年度途中で減免要件に該当した場合

43,500 円×申請日の翌月から 3 月末までの月数÷12 が減免上限額となります。

・減免台数

減免を受けられる台数は、「1 人の身体障害者等について自家用自動車 1 台限り」です。

したがって、現在減免を受けている自動車がある場合はもちろん過去に減免を受けたことのある自動車がある場合（軽自動車を含む）も、新たな自動車で減免を受けることができません。

このような場合は、減免を受けていた（受けている）自動車を名義変更するか、または、廃車手続（抹消登録）を行うことが、新たな減免の条件となります。

・減免の判定

減免の判定は、次の 2 点でおこないます。

(1) 障害の等級が、下表に該当するか。

区分	障害の内容	障害の等級等	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
身体障害者手帳	視覚障害		○	○	○	○	○	
	聴覚障害			○	○			
	平衡機能障害				○		○	
	肢体不自由	上肢	○	○				
		下肢	○	○	○	本人運転のみ対象	本人運転のみ対象	本人運転のみ対象
		体幹	○	○	○		本人運転のみ対象	
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	○	○				
		上肢機能	○	○				
		移動機能	○	○	○	本人運転のみ対象	本人運転のみ対象	本人運転のみ対象
	心臓機能障害		○		○			
	じん臓機能障害		○		○			
	呼吸器機能障害		○		○			
	ぼうこう又は直腸の機能障害		○		○			
	小腸の機能障害		○		○			
	音声、言語又はそしゃく機能障害				○			
療育手帳	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○			
	肝臓機能障害		○	○	○			
療育手帳 1. 障害の程度「A」 または 2. 障害の程度「B」の小学校就学の始期に達するまでの児童								
精神障害者保健福祉手帳 手帳の等級が 1 級								

※「本人運転のみ対象」の等級は、身体障害者等本人が運転する場合のみ減免適用となります。

※戦傷病者手帳の場合、身体障害者手帳と同程度の障害があれば対象となります。

(2) 自動車の所有形態（所有者、運転者）等が該当するか。

次ページのフローチャートで所有形態等が減免要件に該当するかを判定します。

上記（1）、（2）の両方の条件を満たす方は、裏面の申請方法にお進みください。

・申請のときに必要な添付書類

申請書に添付が必要となる書類は、次のとおりです。

所有形態により必要となる書類が異なりますので、ご注意ください。

所有形態が「1」の場合	所有形態が「2」の場合	所有形態が「3」の場合	所有形態が「4」の場合
☐ 自動車検査証(車検証)の写し ☐ 障害者手帳の写し ☐ 運転免許証の写し	☐ 自動車検査証(車検証)の写し ☐ 障害者手帳の写し ☐ 運転免許証の写し ☐ 申請者の住民票 ☐ 運転者の住民票 ☒ 使用目的証明書	☐ 自動車検査証(車検証)の写し ☐ 障害者手帳の写し ☐ 運転免許証の写し ☐ 申請者の住民票 ☐ 運転者の住民票 ☐ 身体障害者等の住民票 ☒ 使用目的証明書	☐ 自動車検査証(車検証)の写し ☐ 障害者手帳の写し ☐ 運転免許証の写し ☐ 身体障害者等の世帯全員の住民票 ☒ 使用目的証明書 ☒ 常時介護証明書 ☒ 自動車運行計画書 ☒ 誓約書 ☐ 自動車運行契約書(有償運転の場合)
住民票は、続柄が記載されたものを添付してください。			
自動車税種別割の年税額に対する減免申請の場合 ☐ 申請者の個人番号カード(両面)の写し、個人番号付きの住民票など個人番号を証明する書類 ☐ (所有形態「3」の場合のみ) 申請者の身元確認書類(運転免許証の写し又は健康保険証の写し) 現在減免を受けている(または過去に減免を受けていた)自動車がある場合 ☐ 「抹消登録証明書の写し」、「名義変更後の車検証の写し」又は「抹消・移転・変更登録証明書」			

■印のある使用目的証明書、常時介護証明書、自動車運行計画書、誓約書は所定の様式があります。

・申請書等の入手方法

「自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書」等の様式は、次の方法で入手できます。

①下記自動車税センターへ来所または郵送を依頼

②インターネット(富山県電子申請サービス (<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp>)) からダウンロード

富山県電子申請サービス>富山県>税金「障害のある方に対する自動車税(環境性能割・種別割)の減免申請」

・申請方法

「自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書」に必要事項を記入の上、各必要書類を添付して自動車税センター(申請先下記のとおり)へ申請してください。

なお、郵送による申請も受け付けています。

・申請するときの注意事項

次のような場合などは、減免要件に該当する場合であっても手続きができず、減免が遅れたり、減免とならない場合があります。申請の際は注意してください。

- ・申請書に記入もれ、記入誤りなどがある場合
- ・申請書に添付する書類に不足や不備などがある場合
- ・運輸支局での登録時までに申請手続きがなされなかった場合、自動車税環境性能割は減免になりません。
- ・翌年度分の減免申請は当該年度の1月以降(添付書類の住民票・証明書は1月以降発行のもの)に行ってください。

・申請後の注意事項

今後「減免車」を乗り換えられる場合は、改めて「自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書」による新規申請が必要となります。なお、自動車税環境性能割のかかる車の場合は、運輸支局での登録前に申請が必要です。

また、身体障害者手帳の等級変更や身体障害者手帳・運転免許証の返還及び障害者の方がお亡くなりになられた場合等は、速やかにご連絡ください。

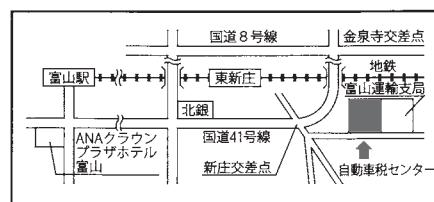
〈申請先・お問合せ先〉

〒930-0992 富山市新庄町馬場39-6

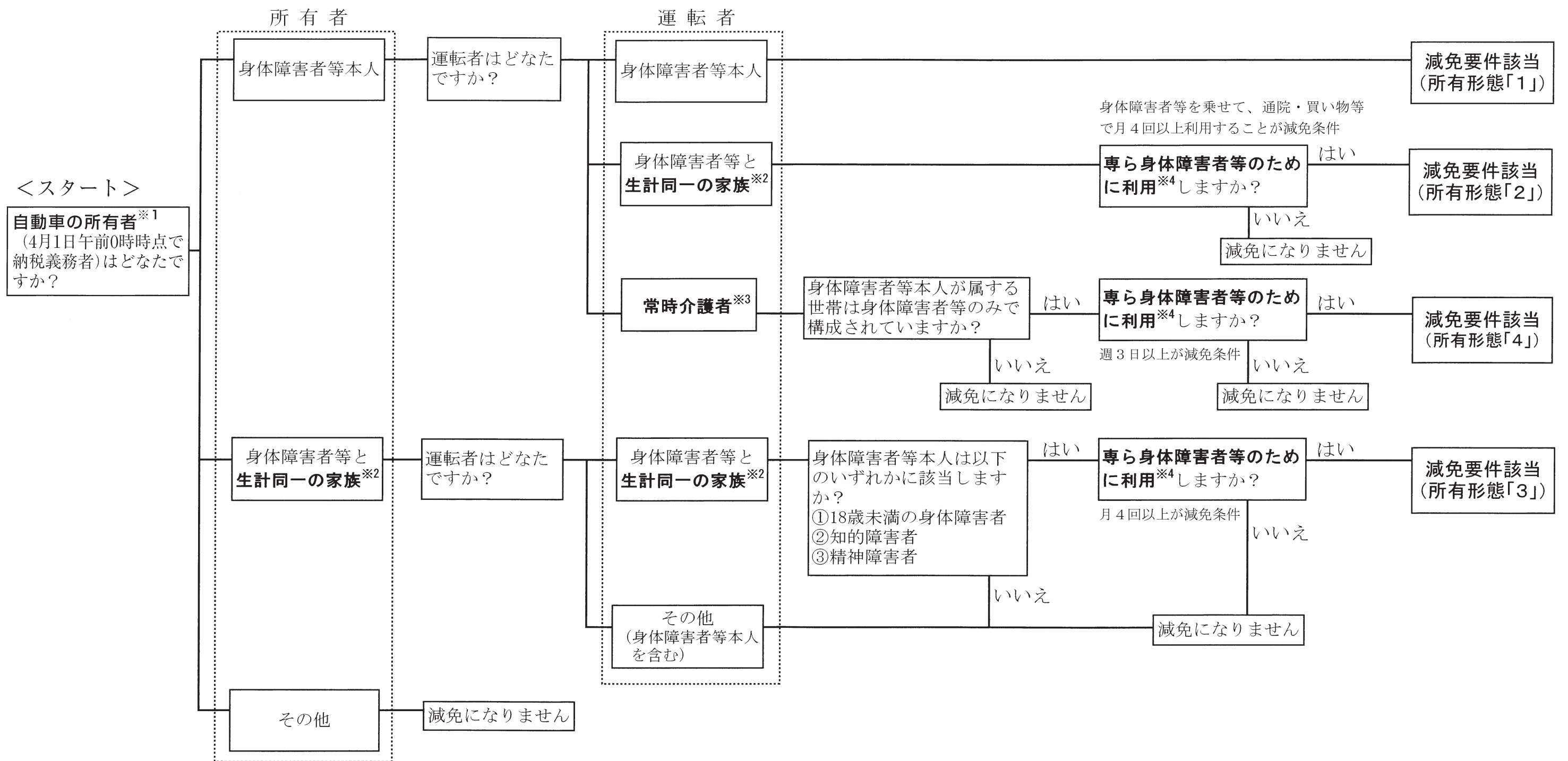
富山県総合県税事務所 **自動車税センター**

〈窓口受付時間：月～金(国民の祝日及び12月29日～1月3日
までを除く) 8:30～17:15〉

TEL: 076(424)9211 FAX: 076(424)9749



・自動車の所有形態判定のフローチャート



〈備考〉

※1 自動車の所有者

自動車検査証（車検証）の所有者欄を確認してください。

購入の際の都合により、所有者欄が自動車販売店となっている場合、使用者欄に記入のある方が所有者となります（レンタル車・リース車等は減免となりません）。

※ 2 生計同一の家族

身体障害者等本人と同一の世帯に属する方です。証明書類として住民票（続柄記載のもの）が必要となります。住所が異なる場合は、生計同一であることの証明書（健康保険証、給与所得の源泉徴収票、所得税の確定申告書または市民税・県民税申告書の写しなど）が必要となります。

※ 3 常時介護者

常時介護者の運転となる場合は、お住まいの市町村（市の福祉事務所、または町村役場）の発行する「常時介護証明書」のほか「誓約書」、「自動車運行計画書」が必要となります。

※ 4 専ら身体障害者等のために利用

専ら身体障害者等の日常生活において自動車が必要であることを証明するため、「使用目的証明書」が必要となります。

〈まとめ〉

減免となる自動車の所有形態（自動車の所有者、運転者の状況）

自動車所有者 運転者	障害者本人が所有者（納税義務者）		障害者と生計同一の家族が 所有者（納税義務者）	
障害者本人	1	障害者が自ら運転するもの	対象に なりません	
障害者と生計同一 の家族	2	障害者と生計を一にする者が、専ら当該 障害者のために運転するもの	3	身体障害者で年齢18歳未満の者、知的障害者又は 精神障害者と生計を一にする者が専ら当該障 害者のために運転するもの
介護者	4	障害者（障害者のみで構成される世帯の 者に限る。）を常時介護する者が運転するもの	対象に なりません	

減免要件に該当する方は、次ページをご確認のうえ減免申請を行ってください。

なお、所有形態ごとに必要な添付書類が異なりますので、ご注意ください。